

生涯学習分科会グループ討議 (グループ1) 基礎データ集

平成23年9月8日

文部科学省 生涯学習政策局 社会教育課



目次

1. 社会教育行政の意義・役割

・社会教育の定義	3
・社会教育と生涯学習の関係	4
・社会教育関係法令	5
・社会教育施設の役割	6
・地方公共団体における社会教育費の推移	8
・社会教育主事の人数及び配置率の推移	9
・社会教育主事の在り方に関する報道	10
・公民館における講座の分野別内訳	11
・公民館の活動がまちづくりに貢献している事例	12
・学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業	14
・「学校支援地域本部事業」の概要	15
・「放課後子ども教室」の概要	16
・「学校・家庭・地域の連携による 教育支援活動促進事業」実施状況	17
・学校支援地域本部等の震災時の様子	18

2. 教育委員会と首長部局との関係

・社会教育行政の所管に関する法律上の位置付け	20
・都道府県・市町村における生涯学習・社会教育担当部局の状況	21
・都道府県・指定都市における生涯学習・社会教育担当部局の 状況	22
・市町村における生涯学習・社会教育担当部局の状況	23
・知事部局所管施設分の生涯学習関連費の推移	24

3. 社会教育における専門的人材の在り方

・社会教育主事制度・司書制度・学芸員制度の概要	27
・社会教育主事講習の内容	28
・「図書館に関する科目」新旧比較表	29
・「博物館に関する科目」新旧比較表	30
・社会教育専門職員の人数の推移	31
・司書の専任・兼任・非常勤の割合及び一館当たり人数	32
・学芸員数の推移及び一館当たり人数	33
・社会教育委員の人数の推移	34
・社会教育主事に求められる能力及び専門性	35

・社会教育主事講習の受講者数・修了者数の推移	36
・大学において社会教育専門職資格を取得した卒業者の進路	37
・社会教育主事有資格者の有無と公民館の活動状況	40
・社会教育に対する教育委員会・社会教育主事等の意識	41
・社会教育主事有資格者を活用する工夫・仕組みの状況	42
・社会教育主事についての自己認識	43
・文部科学省が実施している資質向上研修事業の概要	44
・文部科学省が実施する研修事業の受講者数	45
・公民館職員の研修の実施状況	46
・図書館職員の研修の実施状況	47
・博物館職員の研修の実施状況	48

4. 社会教育施設の在り方

・社会教育施設の所管に関する法律上の位置付け	50
・社会教育施設の認知度（年代別）	51
・社会教育の指定管理者別設置数	52
・公民館数の推移	53
・公民館職員数の推移	54
・地方公共団体における公民館費の推移	55
・公民館の利用状況	56
・公民館の使用頻度	57
・図書館数の推移	58
・公立図書館の設置率の推移	59
・図書館職員数の推移	60
・地方公共団体における図書館費の推移	61
・博物館制度の概要	62
・博物館数の推移	63
・博物館職員数の推移	64
・地方公共団体における博物館費の推移	65
・博物館の登録の状況（館種別）	66
・現行の博物館登録制度に対する賛否	67
・登録博物館としてのメリット	68
・登録博物館への移行希望の有無	69
・海外の登録・認定制度の概要	70

1. 社会教育行政の意義・役割

社会教育の定義

教育基本法(平成18年法律第120号)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

社会教育法(昭和24年法律第207号)

第2条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。



社会教育と生涯学習の関係

生涯学習

= 「学ぶ者」に着目した概念

教育による学習

= 「教える者」と「学ぶ者」による行為

学校教育による学習

- ・学齢児童・生徒等に対する教育 (幼・小・中・高・大学・専修学校等)
- ・社会人の大学院入学

家庭教育による学習

社会教育

(= 学校・家庭以外の
広く社会における教育)

による学習

- ・国や地方公共団体や公民館等が行う講座
- ・大学・短大等の学校が行う公開講座
- ・青少年団体等が行う青少年教育
- ・民間教育事業者の行う通信教育・カルチャースクール

自己学習

= 「学ぶ者」のみによる行為

- ・読書等の自主学習



社会教育関係法令

教育基本法(昭和22年 平成18年改正およそ60年ぶり)

第12条 社会教育

社会教育法(昭和24年 平成20年)

社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにする

図書館法(昭和25年 平成20年)

図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な
発達を図り、国民の教育と文化の発展に寄与

博物館法(昭和26年 平成20年)

博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な
発達を図り、国民の教育、学術及び文化の発展に寄与

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の 整備に関する法律(平成2年)



社会教育施設の役割

公民館

一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする（社会教育法第20条）

図書館

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする（図書館法第2条）

博物館

歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする（博物館法第2条）

社会教育施設の役割

青少年教育施設(青年の家、少年自然の家)

青少年を自然に親しませ、団体宿泊訓練を通じて、規律、協同、友愛、奉仕の精神を涵養し、心身共に健全な青少年の育成を図ることを目的とする。

女性教育施設

女性教育の振興を図るため、女性教育指導者や一般女性等に、女性教育に関する各種の研修、交流、情報提供等を行い、男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。

社会体育施設

一般の利用に供する目的で地方公共団体が設置した体育館、水泳プール及び運動場等のスポーツ施設。

地方公共団体における社会教育費の推移

地方教育費の中で社会教育費が占める割合は約10%。地方教育費は総額はゆるやかな減少傾向にある。

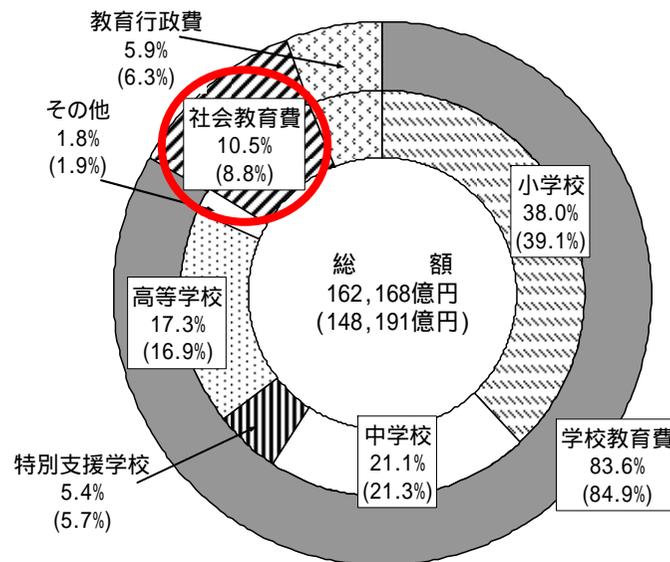
平成20年度地方教育費総額

(単位：億円)

区分	総額			学校教育費			社会教育費			教育行政費		
	総額	伸び率	構成比	学校教育費	伸び率	構成比	社会教育費	伸び率	構成比	教育行政費	伸び率	構成比
平成		(%)	(%)		(%)	(%)		(%)	(%)		(%)	(%)
20年度	162,168 (148,191)	2.1 (2.1)	100.0 (100.0)	135,570 (125,870)	1.8 (2.0)	83.6 (84.9)	17,109 (12,984)	5.1 (4.4)	10.5 (8.8)	9,489 (9,337)	0.5 (0.5)	5.9 (6.3)

(注)1 地方教育費総額とは、公立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校の各学校の支出経費並びに都道府県、市町村の教育委員会が社会教育及び教育行政のために支出した経費の決算額合計である。
2 ()内は、債務償還費を控除した数値である。

教育分野別教育費の構成比



推移

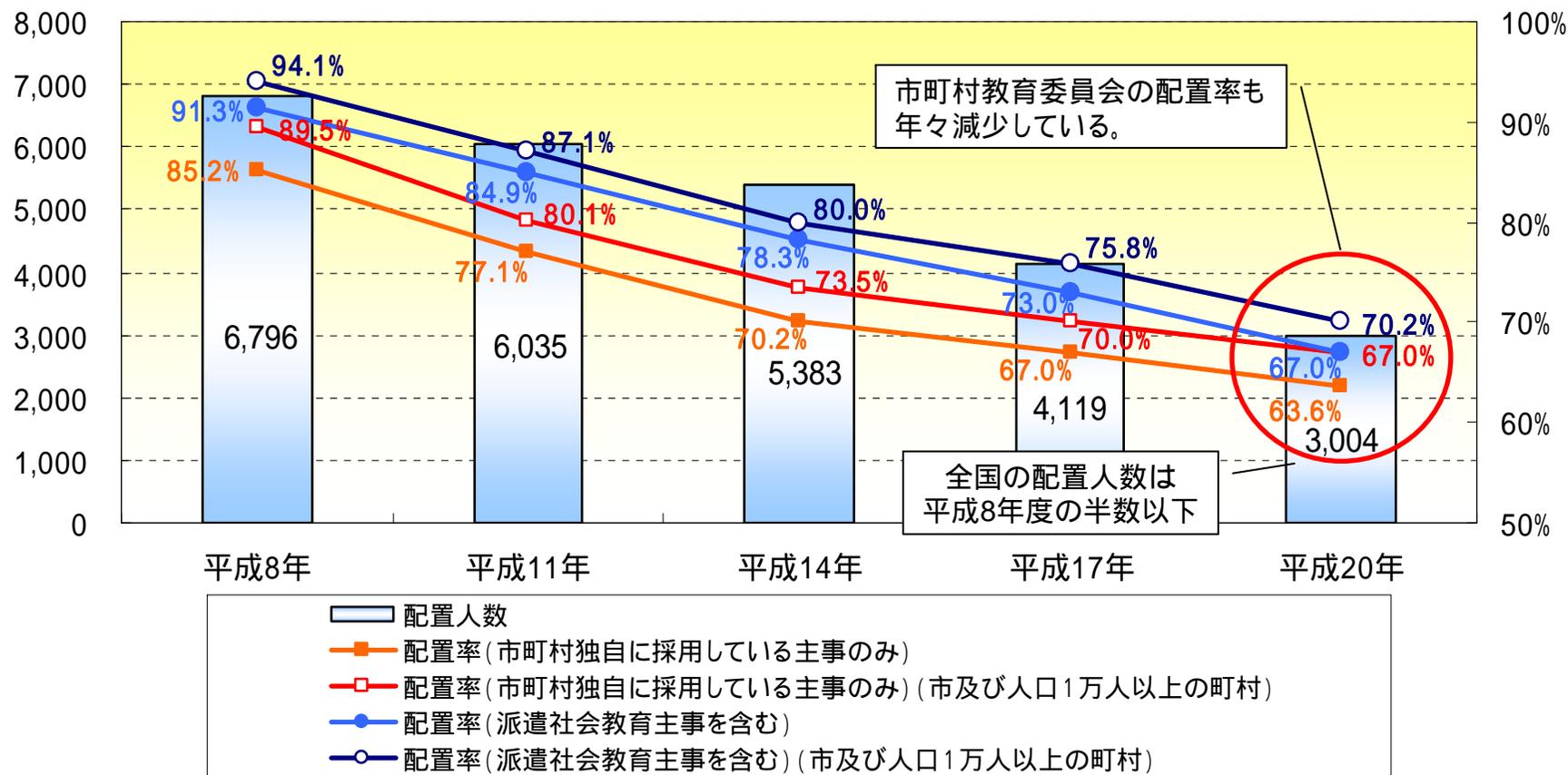


(出典) 地方教育費調査

社会教育主事の人数及び配置率の推移

市町村における社会教育主事の配置率は、年々低下

教育委員会に置かれる社会教育主事の人数及び配置率の推移



(出典) 社会教育調査

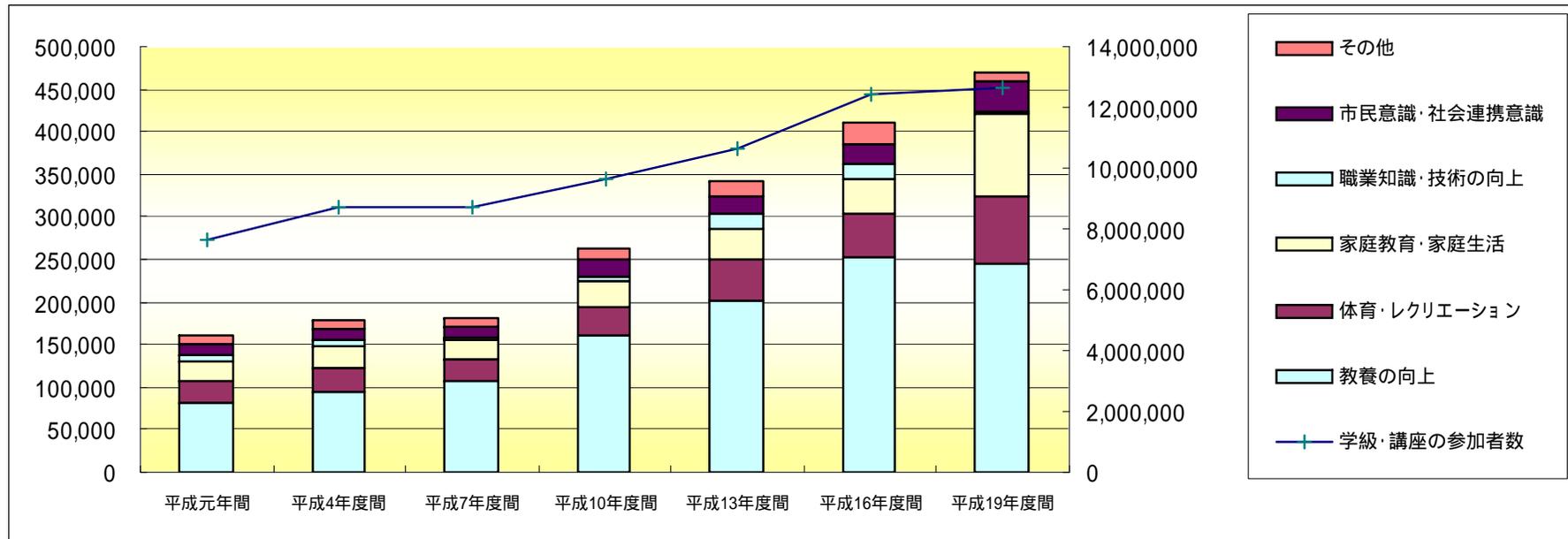
社会教育主事の在り方に関する報道

8／11朝日新聞30面:空席の社会教育主事ー住民力の導き手 35%の自治体で未配置

掲載なし

公民館における講座の分野別内訳

学級講座数は年々増加し、平成19年度間には、約45万講座が開催されている。
 このうち「教養の向上」に関する講座は、約23万4千講座(52.1%)開催されている。また、「家庭教育・家庭生活」に関する講座は、前回の調査から約2.4倍増加している。



区分	平成元年間	平成4年度間	平成7年度間	平成10年度間	平成13年度間	平成16年度間	平成19年度間
教養の向上	82,181	94,925	108,208	160,934	200,623	252,973	245,367
体育・レクリエーション	25,048	28,330	25,428	34,086	49,415	51,815	77,556
家庭教育・家庭生活	22,653	23,935	20,715	29,285	34,679	39,519	98,279
職業知識・技術の向上	8,246	8,194	4,678	4,780	18,379	16,742	3,193
市民意識・社会連携意識	12,114	12,921	12,110	19,986	19,936	24,388	34,405
その他	9,479	11,179	11,169	14,727	18,180	24,566	10,746
合計	159,721	179,484	182,308	263,798	341,212	410,003	469,546
学級・講座の参加者数	7,632,046	8,732,654	8,682,583	9,617,393	10,634,061	12,449,303	12,622,818

(出典) 社会教育調査

公民館の活動がまちづくりに貢献している事例

長野県松本市

- ・従来より、市内の各地区ごとに公民館を設置して職員を配置し、地域づくりを主体的に行う人材の育成に寄与。
- ・公民館が「福祉ひろば」と併設されているケースが多く、福祉分野との連携が図りやすい環境。
- ・平成22年6月に策定した「松本市地域づくり推進行動計画」においては、支所、出張所、公民館、福祉ひろばを地域支援の核として位置付け、地域振興、学習、地域福祉の3つの機能による地域づくりを推進。

【北部公民館の活動事例】

地域の遺跡旧跡の文化を継承していく活動、地域とともに行う学校支援活動、団塊の世代を公民館に呼び込む活動など、地域住民による様々な活動を展開。



公民館の活動がまちづくりに貢献している事例

島根県松江市

- ・各地区の公民館運営協議会が指定管理者となって運営する自主運営方式を導入。
- ・各地域の公民館は地区社会福祉協議会の事務局を兼ね、公民館長が地区社協の役員を兼務。学習施設としての公民館の機能と地域の社会福祉活動を融合する試みを展開。
- ・市内を5つのブロックに分け、ブロックごとに「公民館地域活動コーディネーター」を各1名配置。
- ・なお、島根県では、「地域力」醸成のモデルとなる公民館事業を選定・支援する「実証！『地域力』醸成プログラム」事業を実施。

【朝日公民館の活動事例】

外国人との共生の町づくりをめざし、外国人向けの日本語教室の開催や、エリア内の道路標識の表記チェックなどの活動を実施。

学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業

23年度予算額 9,450百万円の内数（前年度予算額 13,093百万円の内数）

【補助率】

地域住民等の参画による「学校支援地域本部」「放課後子ども教室」「家庭教育支援」「地域ぐるみの学校安全体制の整備」「スクールヘルスリーダー派遣」などの教育支援活動を引き続き支援するとともに、各地域の実情に応じたそれぞれの取組を有機的に組み合わせることを可能とし、より充実した教育支援活動を支援する。

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

都道府県・市町村の委員会の一本化や合同研修の実施など、各地域の実情に応じた教育支援活動を有機的に組み合わせて実施が可能

都道府県 推進委員会の設置

域内の他事業との連携や総合的な教育支援活動の在り方の検討
コーディネーター・教育活動支援員等の研修の実施
子どもの健康等に関する指導助言 等

市町村 運営委員会の設置

コーディネーターの配置
活動内容、運営方法の検討
支援活動の実施

コーディネーター

・各活動の企画運営の中心となって、学校や地域、地域の団体等との総合的な調整等を行う

安全管理員、教育活動支援員、 学習アドバイザー、スクールガード・リーダー等

・これまでの経験や知識を活かし、学習の支援や専門性のある活動等の支援、子どもの安全確保のための見守りや遊び、交流活動等を行う

参画・協力・支援 地域住民等

研修
の
実
施

活
動
の
実
施

実施箇所 10,750箇所

【学校の支援活動】

- ・授業等の学習補助
- ・教職員の業務補助
- ・部活動指導補助
- ・学校行事支援
- ・学校環境整備
- ・登下校の見守り など



【放課後等の支援活動】

- ・活動拠点(居場所)の確保
- ・放課後等の学習指導
- ・自然体験活動支援
- ・文化活動支援 など



放課後等の支援活動(放課後子ども教室)については、「放課後児童クラブ」と「放課後子どもプラン」として引き続き連携して実施

【家庭の支援活動】

- ・家庭教育支援チームによる相談や支援
- ・親への学習機会の提供
- ・親子参加行事支援 など



地域社会全体で様々な教育支援活動を実施し、地域の教育力の向上を図る

「学校支援地域本部事業」の概要

取組の経緯

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、家庭や地域の教育力が低下しており、未来を担う子どもたちを健やかにはぐくむためには、学校、家庭、地域の連携協力を強化し、社会全体の教育力の向上に取り組む必要がある。

このため、文部科学省では、平成20年度から3年間、「学校支援地域本部事業」により、全国に先導的な取組を推進するとともに、平成21年度からは、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」（国庫補助率：1/3）により、地方公共団体の取組を支援している。

仕組み

学校と地域をつなぐコーディネーターを置き、その連絡調整の下に地域住民がボランティアとして、学習や部活動の支援、環境整備、安全パトロール、学校行事の支援など、学校の教育活動を支援する。

期待される効果

地域のいろいろな大人が学校の教育活動に関わることで、子どもたちの多様な体験、経験の機会が増え、規範意識やコミュニケーション能力の向上につながる。同時に、教員が教育活動により一層力を注ぐことができる。また、地域住民が生涯学習の成果をいかす場が拡がり、自己実現や生きがいづくりにもつながる。そして、地域住民が学校の教育活動に関わることで、地域の絆づくりにつながり、地域の教育力が向上する。

「放課後子ども教室」の概要

取組の経緯

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、子どもが犠牲となる事件が発生し社会問題化したことや、家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、子どもたちを安全・安心に健やかにはぐくむためには、学校、家庭、地域の連携協力を強化し、社会全体の教育力の向上に取り組む必要がある。

このため、平成19年度に「放課後子ども教室推進事業」を創設し、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」と連携して、総合的な放課後対策「放課後子どもプラン」として推進するとともに、平成21年度からは、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」により、地方公共団体の取組を支援している。

仕組み

小学校の余裕教室等を活用し、地域住民等の参画により、放課後や週末等に、すべての子どもを対象に、安心・安全な活動拠点を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する。

期待される効果

地域のいろいろな大人が子どもたちの活動に関わることで、子どもたちの多様な体験、交流の機会が増え、規範意識やコミュニケーション能力の向上につながる。また、地域住民が生涯学習の成果をいかす場が広がり、自己実現や生きがいづくりにもつながる。そして、地域住民が子どもの教育活動に関わることで、地域の絆づくりにつながり、地域の教育力が向上する。

「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」¹ 実施状況
 (学校支援地域本部、放課後子ども教室、家庭教育支援)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国庫補助額 (委託費) ²	2,359百万円 -	3,774百万円 (2,404百万円)	4,411百万円 (2,166百万円)	4,631百万円 (2,358百万円)	5,166百万円 -
学校支援地域本部 設置数	-	2,176本部	2,405本部	2,540本部	2,659本部
放課後子ども教室 実施数	6,201教室	7,736教室	8,610教室	9,197教室	9,733教室
家庭教育支援 実施数	-	332市町村	194市町村	106市町村	335市町村
実施市町村数	放課後 851市町村	本部 867市町村 放課後 1,011市町村 家庭 332市町村	本部 1,004市町村 放課後 1,053市町村 家庭 194市町村	本部 1,005市町村 放課後 1,060市町村 家庭 108市町村	本部 570市町村 放課後 1,075市町村 家庭 335市町村

1 平成23年度より、学校支援地域本部、放課後子ども教室、家庭教育支援等を総合的に推進する統合メニュー化(22年度以前は個別メニューで実施)

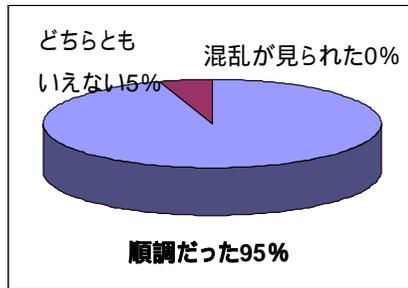
2 学校支援地域本部については、平成20～22年度、家庭教育支援については、平成20～21年度は委託事業として実施(21年度以降は補助事業も併せて実施)

学校支援地域本部等の震災時の様子

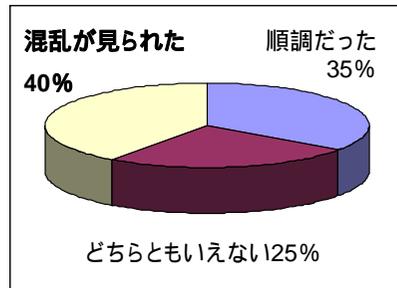
〈宮城県内の小中学校の校長 40名への聞き取り等調査結果〉

Q 避難所において自治組織が立ち上がる過程は順調だったか。(校長)

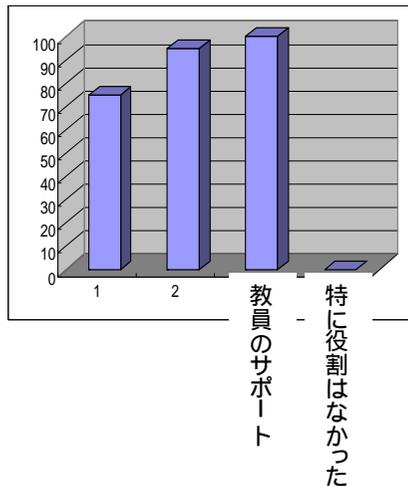
(学校支援地域本部設置20校)



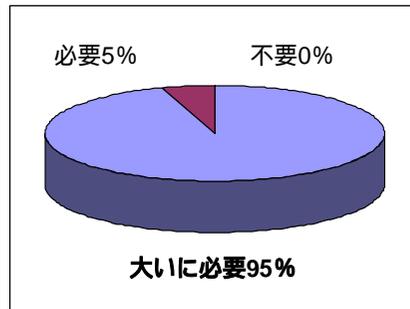
(学校支援地域本部未設置20校)



Q 学校支援地域本部のコーディネーターは震災避難時、避難所運営、学校復旧でどんな役割を果たしたか。(学校支援地域本部設置20校の校長 複数回答可)

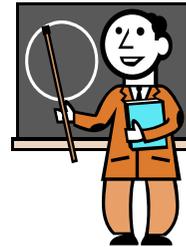


Q 学校支援地域本部等のシステムは今後の学校運営に必要なか。(学校支援地域本部設置20校)



校長、地域連携担当教員のコメントから

(地域との協働のシステムができていた学校)



コーディネーターは学校と自治会、商店会などのたくさんの人たちをつなぐ接着剤になりました。
学校支援ボランティアの調整により、避難所開設時には、学校や子どもにも配慮したルールができあがっていました。
「先生は学校のことと家族のことを考えてください。避難所は私たちにまかせて」と学校支援ボランティアからの声には胸がつまりました。
コーディネーターやボランティアは学校再開に向けての避難所閉鎖の時にこそ存在感が際立ちました。避難住民と子どもたち、学校の様子がよく分かっているからこそその活躍でした。

(地域との協働のシステムができていなかった学校) × 物資を配布するにも、避難者の顔もわからず混乱しました。「権利を振りかざして、物資を奪っていく人たちや、どさくさに紛れて決められた数量を守らない人がいても、見過ごすしかありませんでした。

コーディネーターのコメントから



学校支援地域本部は、実質、避難所支援地域本部となり、避難住民や子どもたち、先生方の声をボランティアが集約すると、みんなで不足するものを持ち合い、配食や清掃などの自治的な動きは加速していきました。(学校支援コーディネーター、PTA)
避難所運営の格差は、日頃の学校と地域住民のかかわりの質の格差でもありました。(民生委員・学校支援コーディネーター、PTAOB)
会議だけで顔を合わせる人よりも、定期的に子どもたちや先生たちといっしょに汗をかいている人はごく自然なかたちで避難所を支援する側に立っていました。(民生委員・学校支援コーディネーター、PTAOB)

！これから求められること！

保護者の多くが、子どもをひとりで自宅においておきたいと考えています。また、子どもも地震への不安がぬぐえず、放課後子ども教室の需要がますます高まっています。
子どもたちの姿は、これまでに見たことのないようなオーバーアクションです。地域総ぐるみによる子育てこそ、復興には不可欠だと思います。
全国からのボランティアが去り、雪がちらつく頃にこそ本当の復興は住民の手によって進められていくものだと思います。

2. 教育委員会と首長部局との関係

社会教育行政の所管に関する法律上の位置付け

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の職務権限)

第23条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

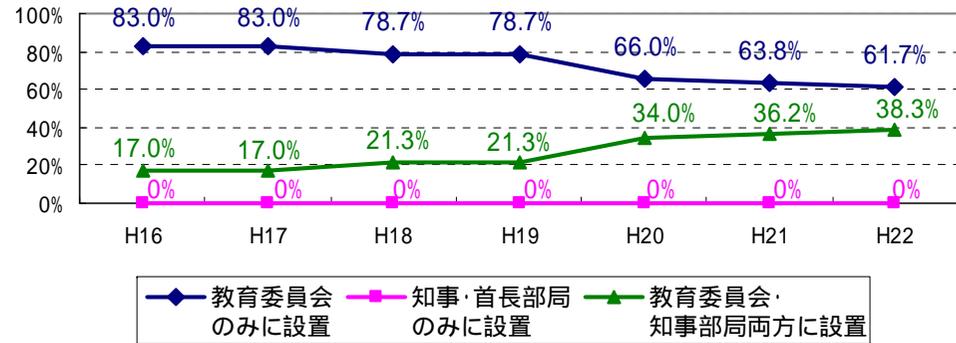
十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること

都道府県・市町村における生涯学習・社会教育担当部局の状況

都道府県設置状況

「教育委員会のみ」に設置が年々減少し、知事部局と両方に設置する県が増加。

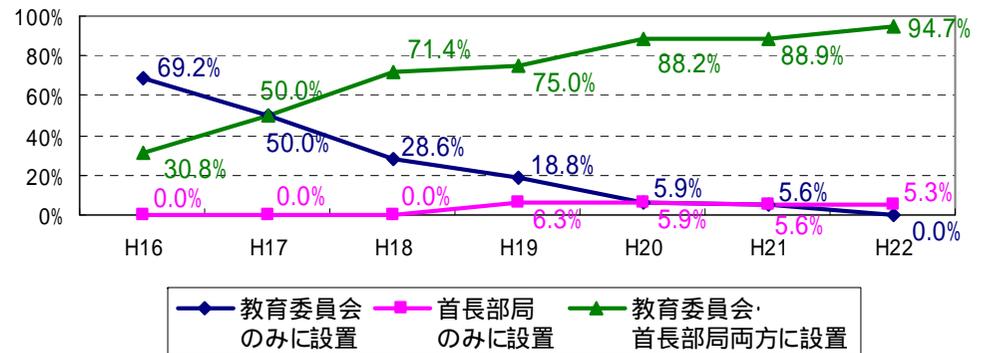
なお、「知事・首長部局のみ」に設置はなし。



指定都市設置状況

「教育委員会のみ」に設置が大幅に減少し、現在はなし。一方で、「教育委員会・首長部局両方に設置」が大幅に増加している。

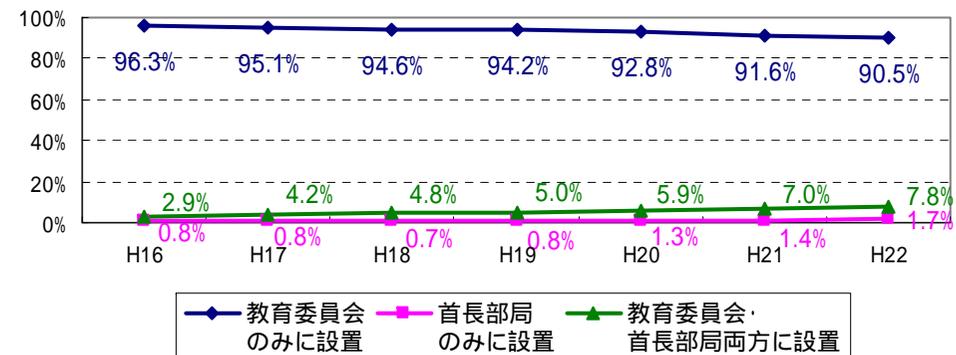
なお、「首長部局のみ」に設置は1市。



市町村(指定都市除く)設置状況

「教育委員会のみ」に設置が9割以上だが、微減傾向。

一方で、「首長部局のみ」に設置と「教育委員会・首長部局両方に設置」が微増。



都道府県・指定都市における生涯学習・社会教育担当部局の状況

都道府県・指定都市名	教育委員会 のみに設置	知事部局 のみに設置	教育委員会と 知事部局の 両方に設置
1	北海道		
2	青森県		
3	岩手県		
4	宮城県		
5	秋田県		
6	山形県		
7	福島県		
8	茨城県		
9	栃木県		
10	群馬県		
11	埼玉県		
12	千葉県		
13	東京都		
14	神奈川県		
15	新潟県		
16	富山県		
17	石川県		
18	福井県		
19	山梨県		
20	長野県		
21	岐阜県		
22	静岡県		
23	愛知県		
24	三重県		
25	滋賀県		
26	京都府		
27	大阪府		
28	兵庫県		
29	奈良県		
30	和歌山県		
31	鳥取県		
32	島根県		
33	岡山県		
34	広島県		
35	山口県		
36	徳島県		
37	香川県		

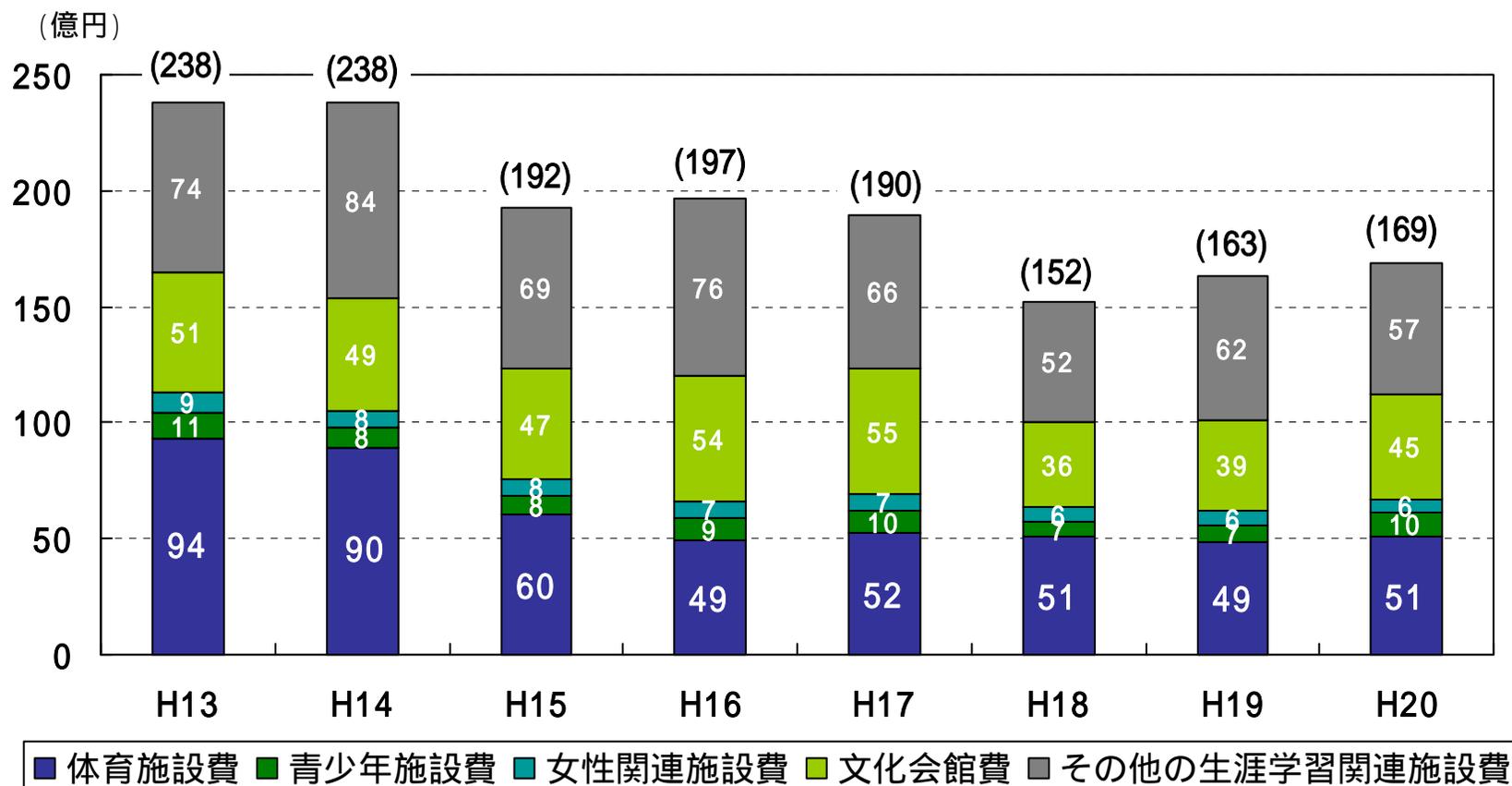
都道府県・指定都市名	教育委員会 のみに設置	知事部局 のみに設置	教育委員会と 知事部局の 両方に設置
38	愛媛県		
39	高知県		
40	福岡県		
41	佐賀県		
42	長崎県		
43	熊本県		
44	大分県		
45	宮崎県		
46	鹿児島県		
47	沖縄県		
48	札幌市		
49	仙台市		
50	さいたま市		
51	千葉市		
52	横浜市		
53	川崎市		
54	相模原市		
55	新潟市		
56	静岡市		
57	浜松市		
58	名古屋市		
59	京都市		
60	大阪市		
61	堺市		
62	神戸市		
63	岡山市		
64	広島市		
65	北九州市		
66	福岡市		

市町村における生涯学習・社会教育担当部局の状況

都道府県名		教育委員会 のみに設置	首長部局のみに設置		教育委員会と首長部局の両方に設置				計 (指定都市を除く)	
1	北海道	167	0		11	月形町 稚内市 広尾町	妹背牛町 中頓別町 士別市	東川町 士幌町 新十津川町	留萌市 本別町	178
2	青森県	38	0		2	黒石市	階上町			40
3	岩手県	31	0		3	金ヶ崎町	花巻市	遠野市		34
4	宮城県	34	0		0					34
5	秋田県	25	0		0					25
6	山形県	34	0		2	川西町	天童市			36
7	福島県	59	0		0					59
8	茨城県	42	2	鹿嶋市	つくば市					44
9	栃木県	27	0		0					27
10	群馬県	34	0		1	榑東村				35
11	埼玉県	54	2	秩父市	東松山市	川越市 美里町	富士見市 神川町	八潮市 宮代町	三芳町	63
12	千葉県	51	2	八千代市	一宮町					53
13	東京都	43	4	千代田区 豊島区	中央区 府中市	新宿区 世田谷区 調布市 東久留米市	文京区 中野区 町田市 多摩市	江東区 江戸川区 国分寺市 神津島村	品川区 昭島市 狛江市	62
14	神奈川県	20	1	大和市		横須賀市 逗子市 開成町	鎌倉市 厚木市	藤沢市 伊勢原市	茅ヶ崎市 海老名市	30
15	新潟県	26	0		3	長岡市	三条市	見附市		29
16	富山県	15	0		0					15
17	石川県	18	0		1	金沢市				19
18	福井県	16	0		1	若狭町				17
19	山梨県	27	0		0					27
20	長野県	70	1	須坂市		松本市 安曇野市	中野市 原村	茅野市	佐久市	77
21	岐阜県	30	4	美濃加茂市 中津川市	多治見市 高山市	岐阜市 大垣市	各務原市 瑞浪市	岐南町 恵那市	笠松町 飛騨市	42
22	静岡県	26	0		7	掛川市 袋井市	磐田市 島田市	富士市 藤枝市	牧之原市	33
23	愛知県	46	3	春日井市 高浜市	豊田市	豊橋市 大府市	一宮市 みよし市	瀬戸市 長久手町	津島市	56
24	三重県	26	1	鈴鹿市		四日市市	明和町			29
25	滋賀県	18	1	長浜市						19
26	京都府	23	0		2	亀岡市	福知山市			25
27	大阪府	37	0		4	高槻市	枚方市	貝塚市	大阪狭山市	41
28	兵庫県	28	2	三田市	佐用町	西宮市 明石市 朝来市	伊丹市 三木市 香美町	宝塚市 多可町	川西市 姫路市	40
29	奈良県	38	0		1	奈良市				39
30	和歌山県	30	0		0					30
31	鳥取県	16	0		3	三朝町	鳥取市	日南町		19
32	島根県	17	0		4	出雲市	安来市	大田市	雲南市	21
33	岡山県	26	1	津山市						27
34	広島県	19	1	竹原市		福山市	三次市			22
35	山口県	16	1	萩市		宇部市	山口市			19
36	徳島県	24	0		0					24
37	香川県	16	0		1	丸亀市				17
38	愛媛県	18	0		2	新居浜市	西条市			20
39	高知県	33	0		1	大川村				34
40	福岡県	45	4	久留米市 宗像市	直方市 筑後市	八女市 福津市 遠賀町	春日市 那珂川町	大野城市 宇美町	古賀市 須恵町	58
41	佐賀県	19	0		1	武雄市				20
42	長崎県	18	0		3	長崎市	佐世保市	島原市		21
43	熊本県	44	0		1	熊本市				45
44	大分県	16	0		2	大分市	豊後高田市			18
45	宮崎県	26	0		0					26
46	鹿児島県	41	0		2	霧島市	薩摩川内市			43
47	沖縄県	41	0		0					41

知事部局所管施設分の生涯学習関連費の推移

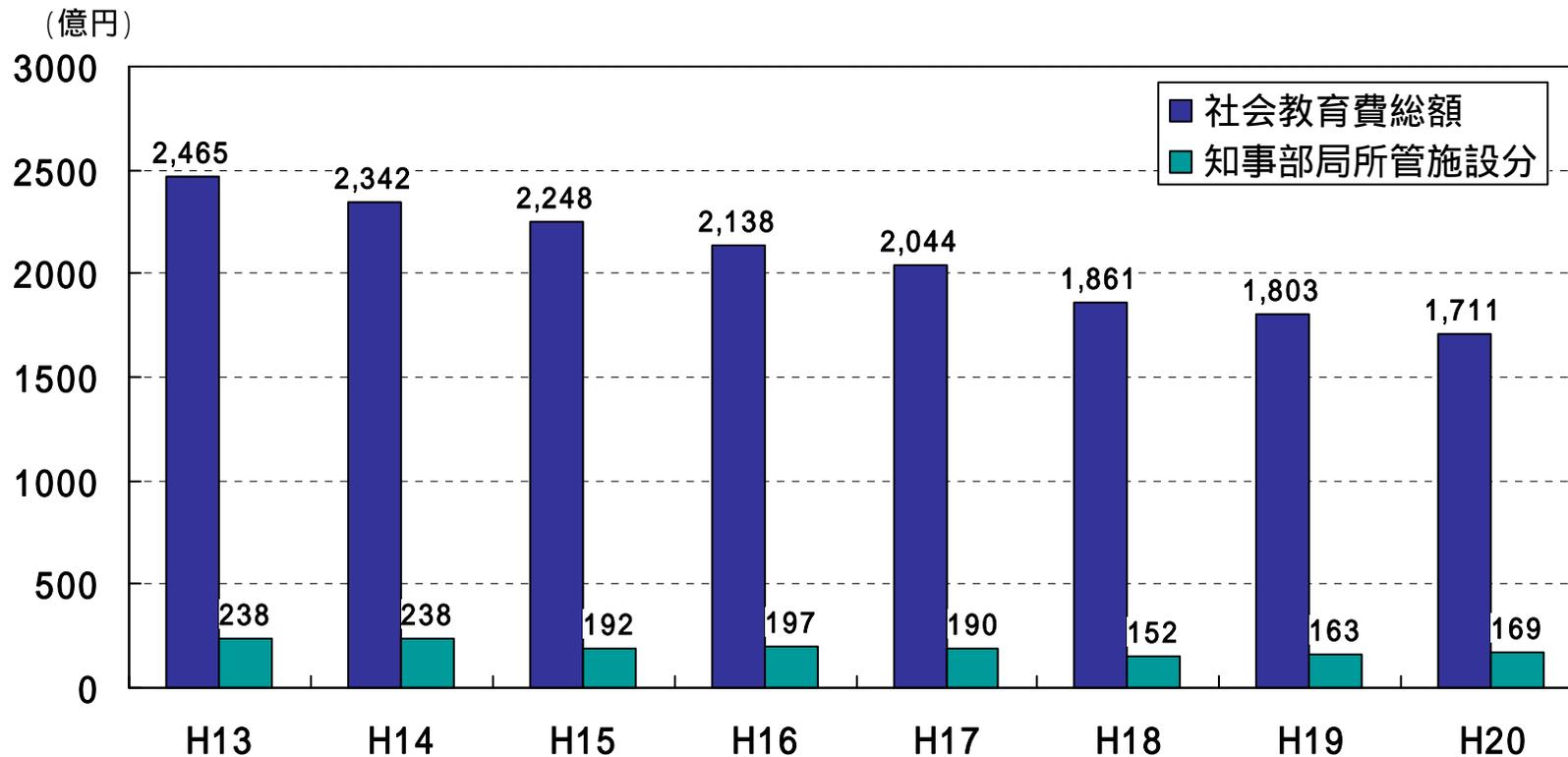
知事部局所管施設分の生涯学習関連費は減少傾向を見せつつも、対前年度増となる年度もある。



(出典) 地方教育費調査

知事部局所管施設分の生涯学習関連費の推移

地方公共団体における社会教育費は大幅な減少傾向にある一方で、知事部局所管施設分の生涯学習関連費は近年微増。



(出典) 地方教育費調査

3. 社会教育における専門的人材の在り方

社会教育主事制度・司書制度・学芸員制度の概要

社会教育主事制度

1 職務の概要

社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会事務局に置くこととされている専門的職員（社会教育法第9条の2第1項）。主な職務内容として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を支援することなどが挙げられる。

2 社会教育主事となる資格の取得要件

- (1) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、社会教育主事補の職等の通算期間が3年以上になる者で、社会教育主事講習(4科目9単位)を修了した者
- (2) 教育職員の普通免許状を有し、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあった者で、社会教育主事講習を修了した者
- (3) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して、62単位以上を修得し、大学において「社会教育に関する科目」の単位(4科目24単位)を修得した者で、社会教育主事補の職等の通算期間が1年以上の者
- (4) 社会教育主事講習を修了した者で、相当の教養と経験があると都道府県教育委員会が認定した者

司書制度

1 職務の概要

司書は、図書館法に基づき図書館に置くこととされている専門的職員（図書館法第4条第1項）。主な職務内容として、図書館資料の選択・収集・提供、住民の資料の利用に関する相談への対応等の図書館の専門的事務に従事すること等が挙げられる。

2 司書となる資格の取得要件

- (1) 大学(短期大学を含む)を卒業した者で大学において「図書館に関する科目」(14科目20単位)を履修した者
- (2) 大学(短期大学を含む)又は高等専門学校を卒業した者で司書講習(14科目20単位)を修了した者
- (3) 司書補の職又は同等の職の通算期間が3年以上になる者で、司書講習を修了した者

学芸員制度

1 職務の概要

学芸員は、博物館法に基づき博物館に置くこととされている専門的職員（博物館法第4条第3項）。主な職務内容として、博物館資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及活動等の多様な専門的事項に従事することなどが挙げられる。

2 学芸員となる資格の取得要件

- (1) 学士の学位を有する者で、大学において「博物館に関する科目」の単位(8科目12単位)を全て修得した者
- (2) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学し、「博物館に関する科目」の単位を含めて62単位以上を修得した者で、3年以上学芸員補の職にあった者
- (3) 学芸員資格認定合格者

社会教育主事講習の内容

社会教育主事講習等規定(文部科学省令第12号 平成20年6月11日改正)

(科目の単位等)

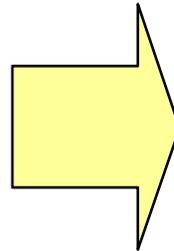
第3条 社会教育主事となる資格を得ようとする者は、講習において次の表に掲げるすべての科目の単位を修得しなければならない。

科目	単位数	主な内容
生涯学習概論	2	生涯学習・社会教育の意義と歴史 学校・家庭・社会の連携と学習システム 社会教育の内容・方法・形態 社会教育指導者としての役割、資質・能力について 社会教育施設の概要 学習情報提供と学習相談の意義
社会教育計画	2	地域社会と社会教育 社会教育事業計画 社会教育の対象の理解と組織化 社会教育の広報・施設の経営・社会教育の評価
社会教育演習	2	地域社会における諸問題の解明 家庭教育、環境教育、消費者教育、著作権キャリア教育・職業教育等 (実施機関により異なる)
社会教育特講	3	事業計画立案 各地域の現状と課題に対応した、中・長期計画の策定 年間事業計画の策定学習プログラム、学習展開計画の策定

「図書館に関する科目」新旧比較表

< 現行科目 >

		科目名	単位数			科目名	単位数
必修科目	1	生涯学習概論	1単位	選択科目	1 3 ・ 1 4	図書及び図書館史	2 科目 選択 (2 単位)
	2	図書館概論	2単位			資料特論	
	3	図書館経営論	1単位			コミュニケーション論	
	4	図書館サービス論	2単位			情報機器論	
	5	情報サービス概説	2単位			図書館特論	
	6	児童サービス論	1単位	(14科目20単位)			
	7	レファレンスサービス演習	1単位				
	8	情報検索演習	1単位				
	9	図書館資料論	2単位				
	10	専門資料論	1単位				
	11	資料組織概説	2単位				
	12	資料組織演習	2単位				



< 改正科目 >

平成24年4月1日～

		区分	科目名	単位数			科目名	単位数			
必修科目	1	基礎科目	生涯学習概論	2単位	選択科目	1 2 ・ 1 3	図書館基礎特論	2 科目 選択 (2 単位)			
	2		図書館概論	2単位			図書館サービス特論				
	3		図書館情報技術論	2単位			図書館情報資源特論				
	4		図書館制度・経営論	2単位			図書・図書館史				
	5	図書館サービスに関する科目	図書館サービス概論	2単位			図書館施設論				
	6		情報サービス論	2単位			図書館総合演習				
	7		児童サービス論	2単位			図書館実習				
	8	図書館情報資源に関する科目	情報サービス演習	2単位			(13科目24単位)				
	9		図書館情報資源概論	2単位							
	10		情報資源組織論	2単位							
	11		情報資源組織演習	2単位							

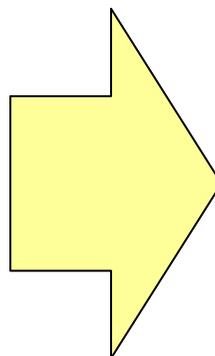


「博物館に関する科目」新旧比較表

< 旧科目 >

	科目名	単位数
1	生涯学習概論	1単位
2	博物館概論	2単位
3	博物館経営論	1単位
4	博物館資料論	2単位
5	博物館情報論	1単位
6	視聴覚教育メディア論	1単位
7	教育学概論	1単位
8	博物館実習	3単位

(8科目12単位)

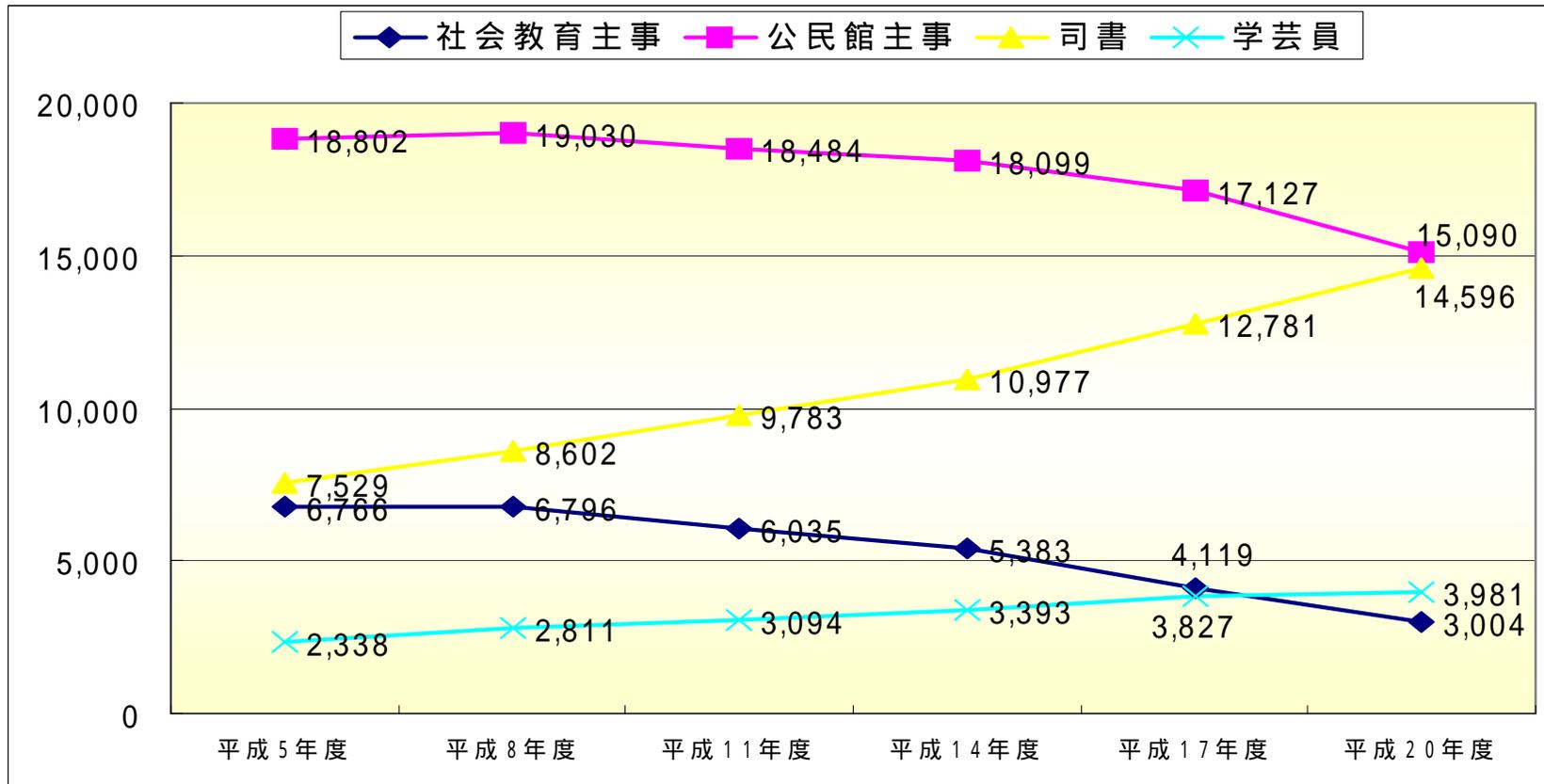


< 新科目 > 平成24年4月1日～

	科目名	単位数
1	生涯学習概論	2単位
2	博物館概論	2単位
3	博物館経営論	2単位
4	博物館資料論	2単位
5	博物館資料保存論(新設)	2単位
6	博物館展示論(新設)	2単位
7	博物館情報・メディア論	2単位
8	博物館教育論(新設)	2単位
9	博物館実習	3単位

(9科目19単位)

社会教育専門職員の人数の推移



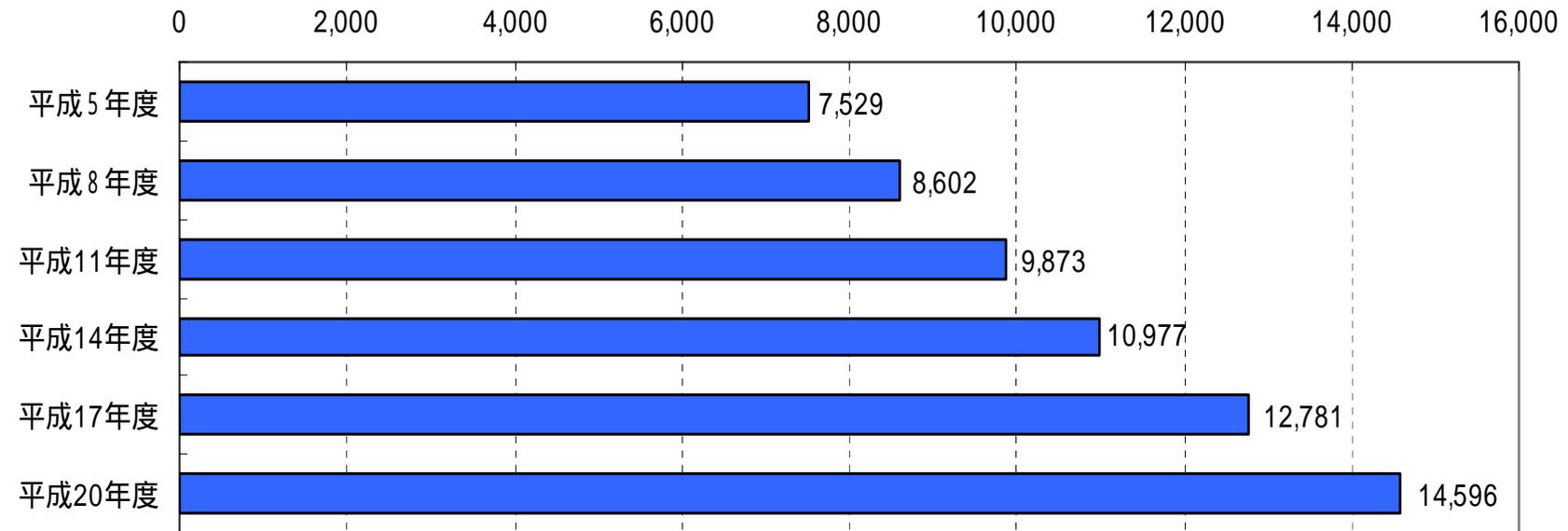
(人)

区分	平成5年度	平成8年度	平成11年度	平成14年度	平成17年度	平成20年度
社会教育主事	6,766	6,796	6,035	5,383	4,119	3,004
公民館主事	18,802	19,030	18,484	18,099	17,127	15,420
司書	7,529	8,602	9,783	10,977	12,781	14,596
学芸員	2,338	2,811	3,094	3,393	3,827	3,990

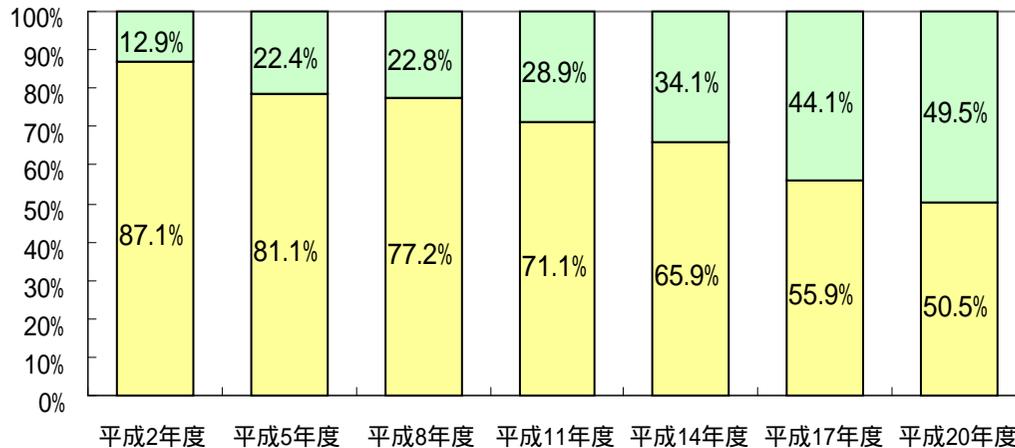
(出典) 社会教育調査

司書数の推移及び一館当たり人数等

司書数の推移



図書館非常勤職員・非常勤以外の割合の推移



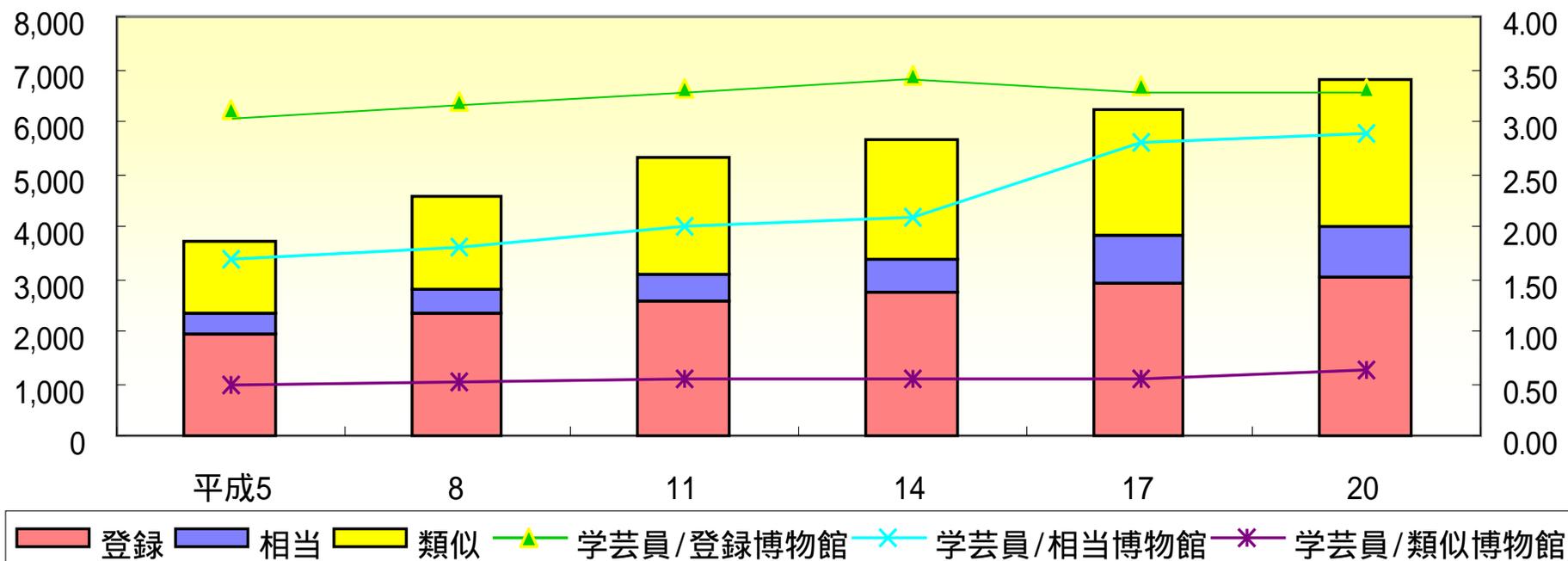
1館当たり司書数

4.6人 (H20年度)

■ 非常勤職員
■ 専任・兼任職員

(出典) 社会教育調査

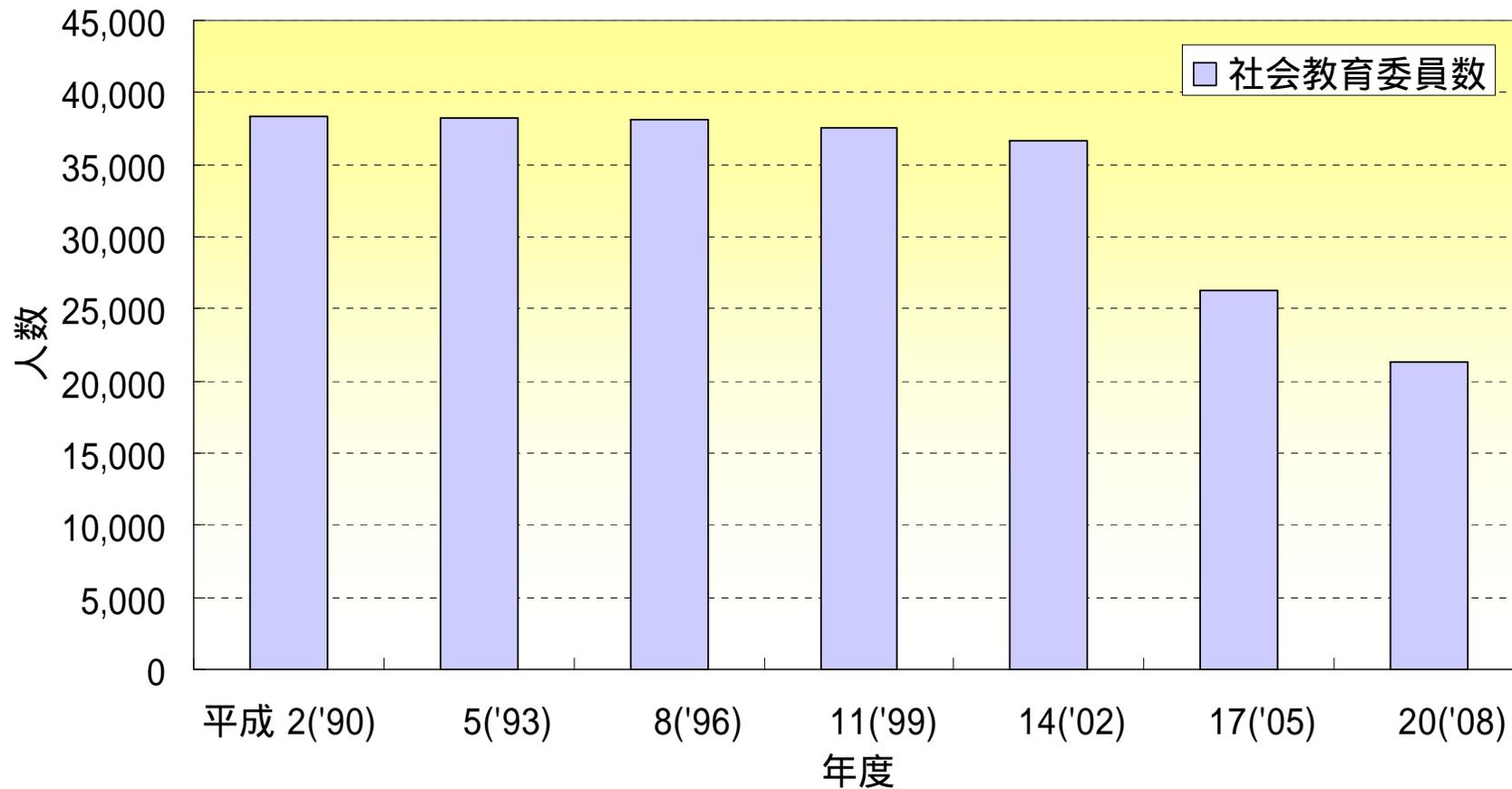
学芸員数の推移及び一館当たり人数



区分	平成5	8	11	14	17	20
登録	1,929	2,328	2,544	2,766	2,898	3,012
相当	409	483	550	627	929	978
類似	1,373	1,778	2,234	2,243	2,397	2,796
学芸員/登録博物館	3.12	3.26	3.31	3.38	3.35	3.32
学芸員/相当博物館	1.69	1.79	1.99	2.08	2.81	2.87
学芸員/類似博物館	0.48	0.50	0.55	0.53	0.54	0.62

社会教育委員の人数の推移

社会教育委員は、社会教育法に基づき都道府県・市町村に置くことができるとされる非常勤の委員であり、学校教育及び社会教育の関係者、並びに学識経験者の中から教育委員会が委嘱(社会教育法第15条) 主な職務内容は、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じ意見を述べることなど(社会教育法第17条第1項)



(出典) 社会教育調査

社会教育主事に求められる能力及び専門性

【社会教育主事の職務】

社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える(社会教育法第9条の3)

教育委員会として、

社会教育主事に求められる能力は、都道府県、市(区)町村ともに、「学習課題の把握と企画立案能力」がもっとも多く、次いで「調整者(コーディネーター)としての能力」、「コミュニケーション能力」となっている。

特に重要と考えられている職務としては、「事業の企画・立案・運営」である。

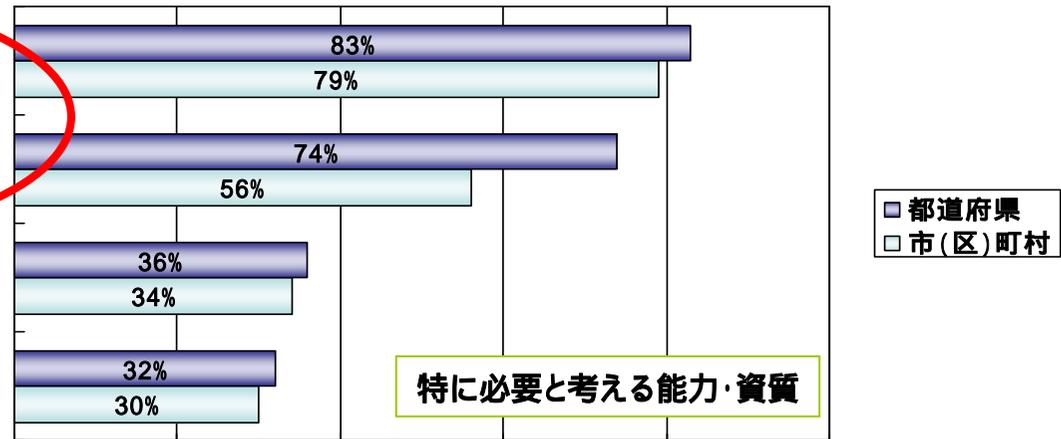
学習課題の把握と企画立案能力

調整者(コーディネーター)としての能力

コミュニケーション能力

幅広い視野と探究心

社会教育主事に対しては、企画立案能力、コーディネート能力が求められる割合が高い



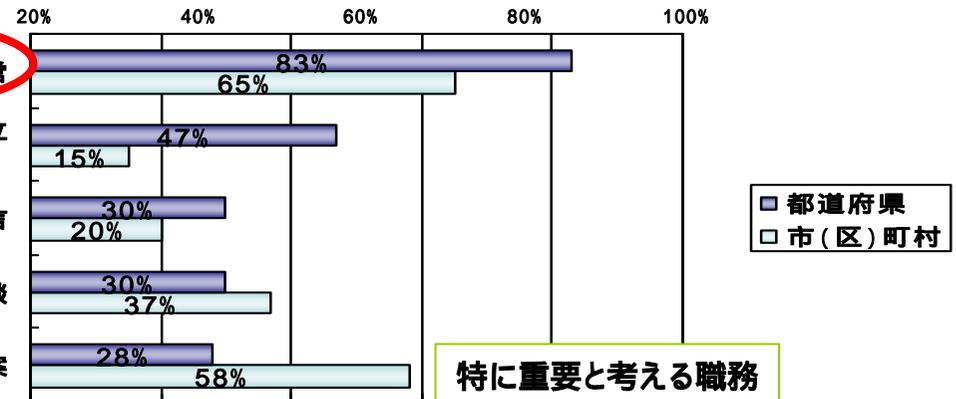
事業の企画・立案・運営

生涯学習・社会教育関係職員の研修の企画・立案・運営

関係職員への指導・助言

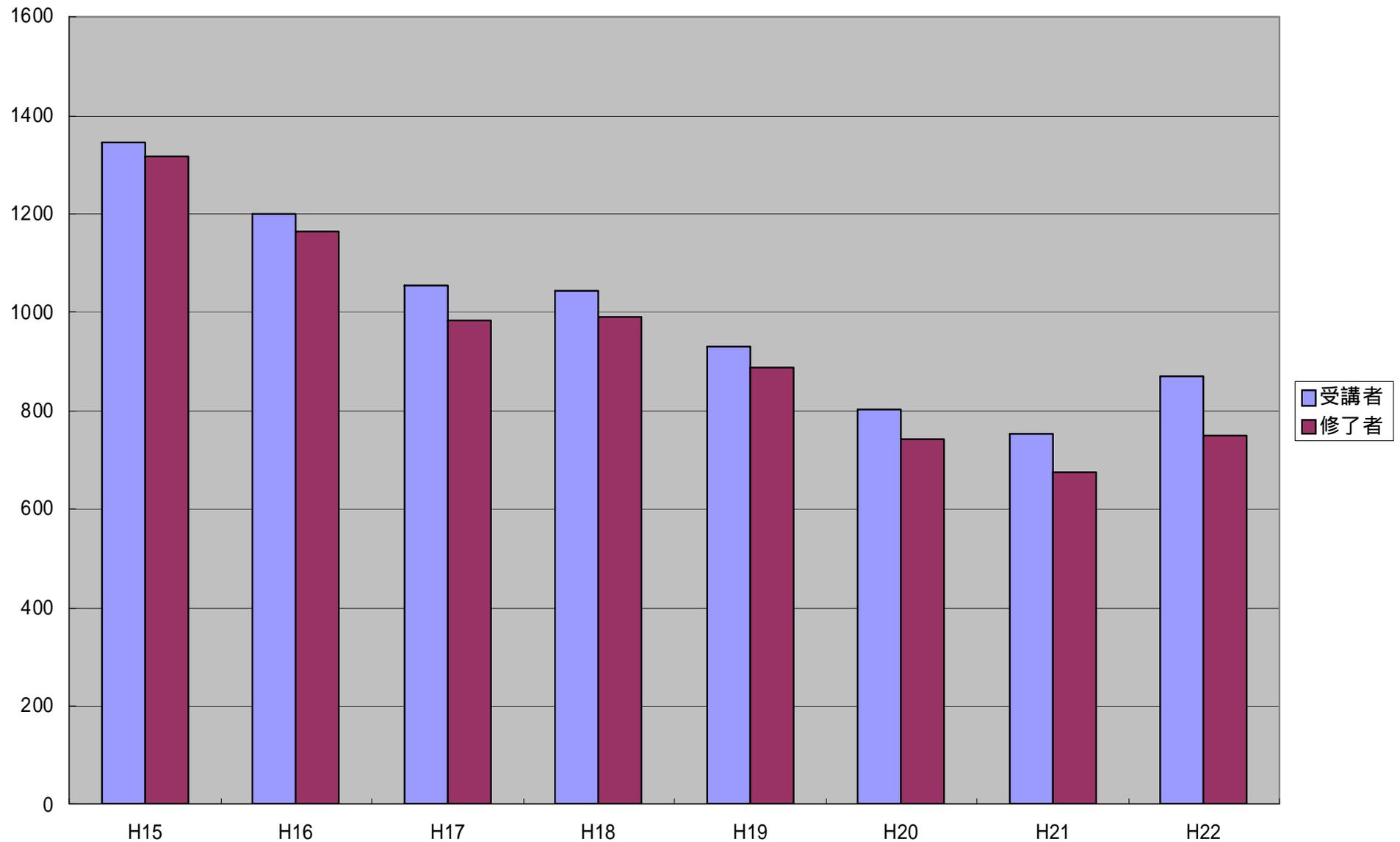
情報の収集・提供・学習相談

学習計画・教育計画の立案



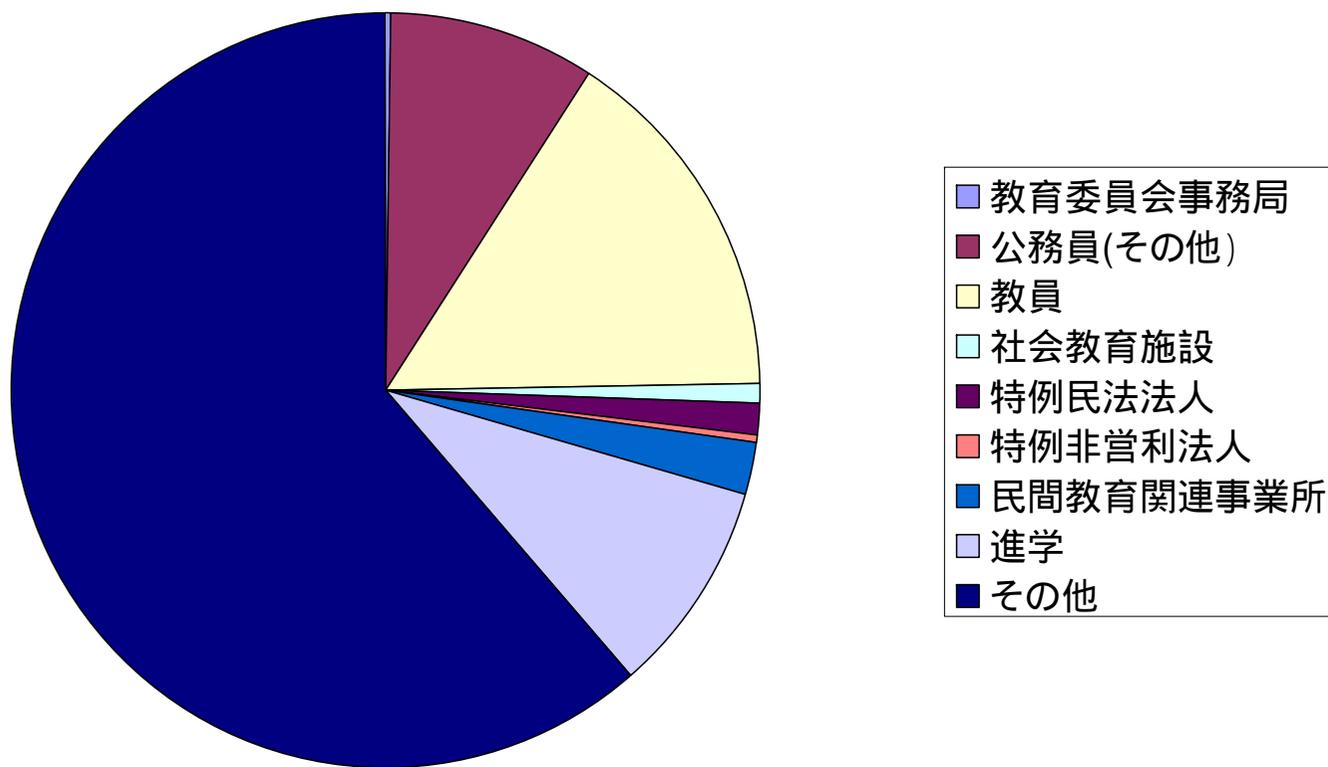
0% 20% 40% 60% 80% 100%

社会教育主事講習の受講者数・修了者数の推移



大学において社会教育専門職資格を取得した卒業者の進路

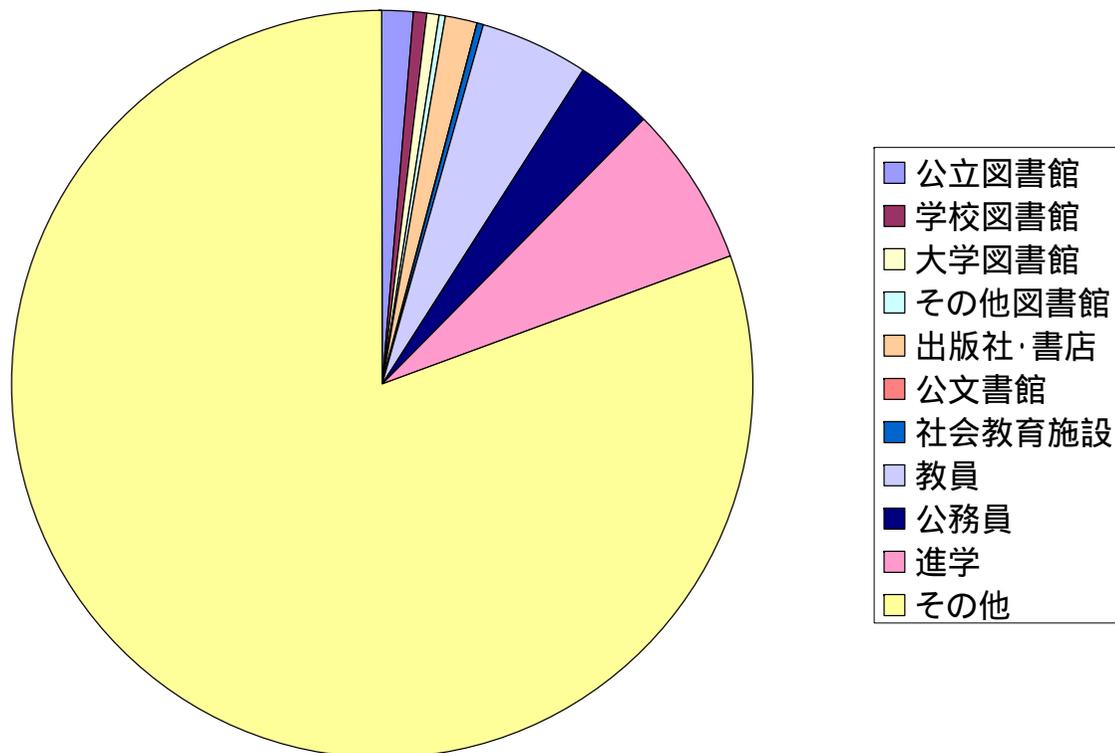
社会教育主事資格取得者の進路(H21年度調査)
(203大学)



	教育委員会事務局	公務員(その他)	教員	社会教育施設	特例民法法人	特例非営利法人	民間教育関連事業所	進学	その他	合計
H21年度調査 (203大学)	10	232	401	24	40	7	55	243	1602	2,614
	0.4%	8.9%	15.3%	0.9%	1.5%	0.3%	2.1%	9.3%	53.7%	100.0%

大学において社会教育専門職資格を取得した卒業者の進路

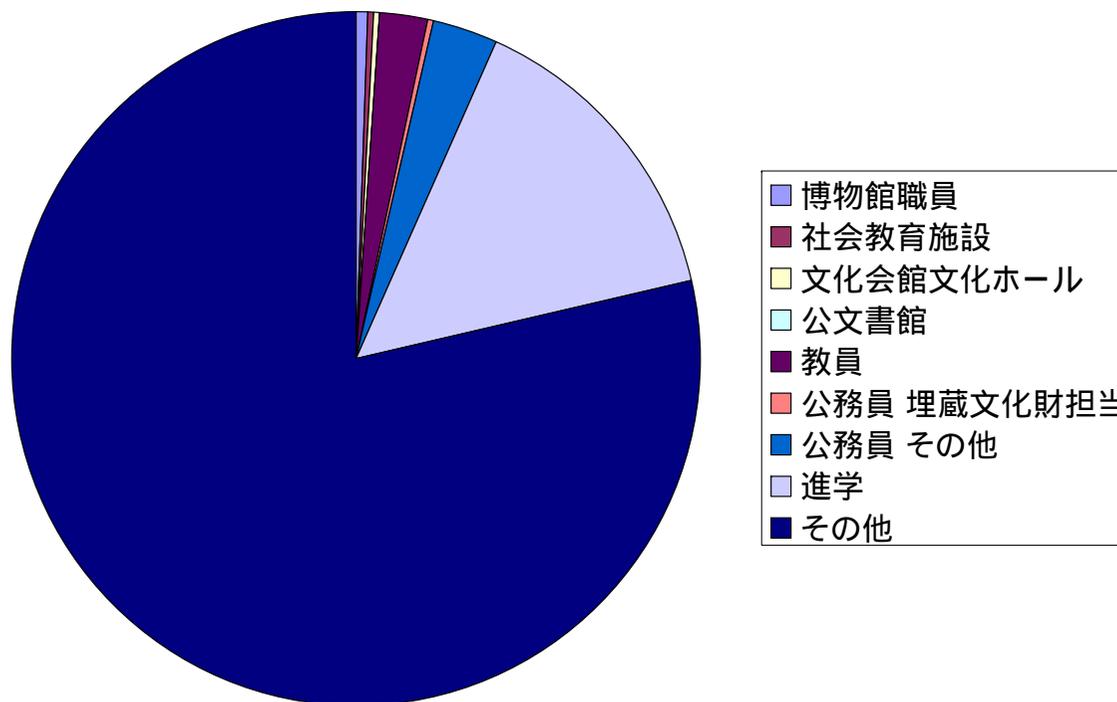
司書資格取得者の進路(H20年度調査) (216大学)



	公立図書館	学校図書館	大学図書館	その他図書館	出版社・書店	公文書館	社会教育施設	教員	公務員	進学	その他	合計
H20年度調査 (216大学)	118	41	46	22	131	1	21	391	293	603	6873	8,540
	1.4%	0.5%	0.5%	0.3%	1.5%	0.0%	0.2%	4.6%	3.4%	7.1%	80.5%	100.0%

大学において社会教育専門職資格を取得した卒業者の進路

学芸員資格取得者の進路(H20年度調査) (311大学)



	博物館職員	社会教育施設	文化会館 文化ホール	公文書館	教員	公務員		進学	その他	合計
						埋蔵文化財担当	その他			
H20度調査 (311大学)	61	27	9	2	225	16	288	1,424	7,525	9,577
	0.6%	0.3%	0.1%	0.0%	2.3%	0.2%	3.0%	14.9%	78.6%	100.0%

社会教育主事有資格者の有無と公民館の活動状況

運営の状況に関する情報の提供の方法(社会教育主事有資格者の有無の別、複数回答) (%)

	教育委員会 事務局の 発行物	公民館の 発行物	教育委員会 事務局の ホームページ	公民館の ホームページ	メール マガジン	その他	無回答
全体 (N=656)	34.6	59.6	23.3	34.0	2.9	31.1	0.0
配置されて いる (N=240)	37.1	58.3	25.0	40.0	3.3	30.8	0.0
配置されて いない (N=416)	33.2	60.3	22.4	30.5	2.6	31.3	0.0

公民館が連携・協力している関係機関・団体 (%)

	社会教育関係団体	他の公民館	小中高等学校	大学等	NPO等	他部局
有資格者あり	92.1	79.2	86.8	38.9	44.2	89.2
有資格者なし	87.2	81.7	81.2	30.8	31.5	79.2

1公民館当たりの学習・講座等の年間実施事業数 (%)

	主催事業数	共催事業数
有資格者あり	13.8	3.3
有資格者なし	11.0	2.2

学習・講座等事業の学習内容別実施館の割合 (%)

	育児・保育・しつけ	生活体験・ 異年齢交流	自然保護・ 環境問題	商品知識・ 消費者保護	地域防災対 策・安全	パソコン教 室・IT講習
有資格者あり	50.3	20.2	19.4	7.0	9.0	39.3
有資格者なし	29.0	14.1	12.1	5.0	8.7	28.6

(出典) 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター

「公民館の事業及び運営の実態に関する調査報告書」(平成23年3月)



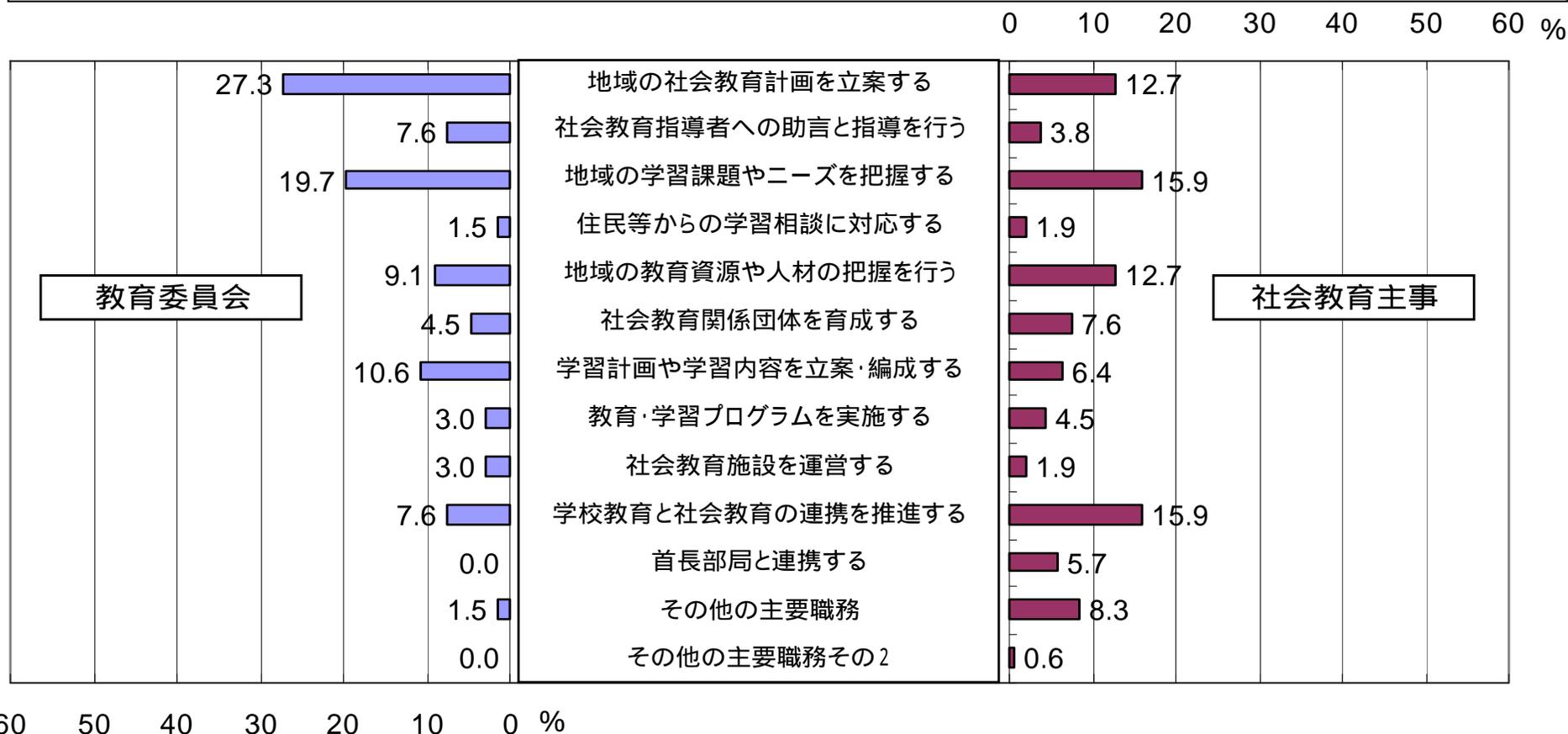
文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

社会教育に対する教育委員会・社会教育主事等の意識

社会教育主事の「今後の実務上の重要度」についての認識【教育委員会 社会教育主事】

社会教育主事と教育委員会の認識の差が顕著な職務は「地域の社会教育計画立案」で、教育委員会では27.3%と最も高いが、社会教育主事では12.7%に留まり、「地域の学習課題やニーズ把握」、「学校教育と社会教育との連携」の方が重視されている。また、首長部局との連携はあまり意識されていない。



(出典) 平成22年度「社会教育指導者の職務に関する調査研究」

社会教育主事有資格者を活用する工夫・仕組みの状況

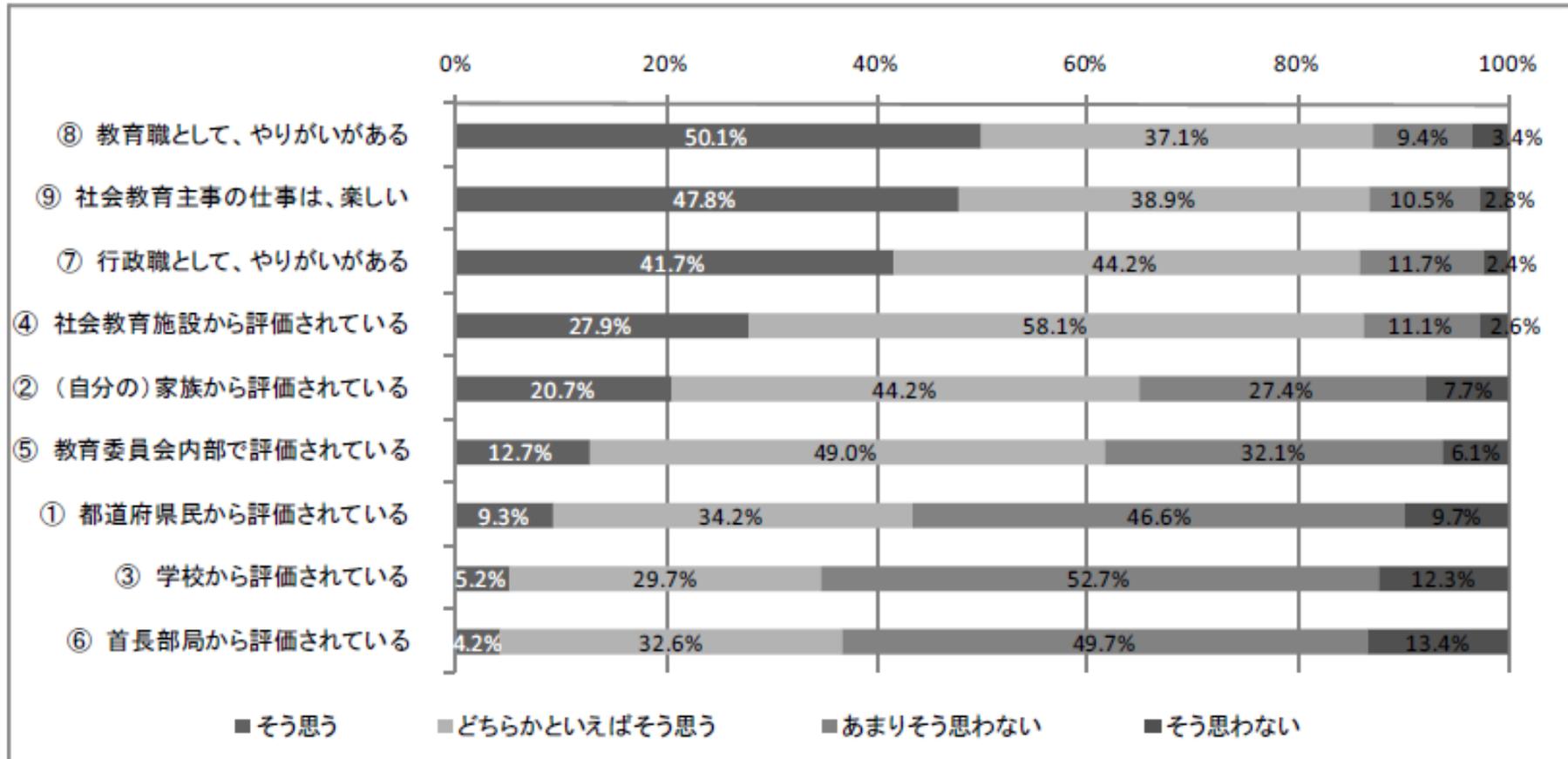
有資格者のうち未発令者を活用する工夫や仕組み

	都道府県(N=47)		市区町村(N=1,018)	
	回答数	回答率	回答数	回答率
ある	9	19.1%	79	7.8%
予定・検討中	3	6.4%	19	1.9%
過去にはあった	3	6.4%	33	3.2%
現在も過去にも無い	32	68.1%	880	86.4%
無回答	0	0.0%	7	0.7%
全体	47	100.0%	1,018	100.0%

(出典)国立教育政策研究所 社会教育実践センター
平成22年度社会教育の実態に関する基本調査事業
『社会教育主事の養成と活用・キャリアの実態に関する調査報告書』

社会教育主事についての自己認識

社会教育主事についての思いや考え(都道府県 N = 755)



(出典)国立教育政策研究所 社会教育実践センター
平成22年度社会教育の実態に関する基本調査事業
『社会教育主事の養成と活用・キャリアの実態に関する調査報告書』

文部科学省が実施している資質向上研修事業の概要

(前年度予算額 81百万円)
23年度予定額 81百万円

事業の要旨

社会教育法に基づき、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を行う、社会教育に関する専門職員である社会教育主事の資格付与のための講習、及び、博物館法施行規則に基づき博物館の資料の収集、調査研究や教育普及活動など博物館活動の中核を担う学芸員の資格付与のための認定試験を行う。
また、生涯学習社会を構築する上で重要な役割を担う社会教育主事、学芸員及び司書等の社会教育専門職員を対象に、社会教育に関する専門的・技術的な研修を実施することにより、地域における社会教育のリーダーとなりうる指導者を対象に研修を実施し、地域住民の社会教育の水準向上、自らの課題を自ら解決する地域社会の形成に寄与する。

資格付与

(1) 指導者の養成

社会教育主事講習(14大学・機関)
社会教育主事の資格を付与する講習を大学等に委嘱して実施する。
社会教育法
第9条の5 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

学芸員資格認定試験

学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有しているかの試験を実施する。

博物館法施行規則

第4条第1項 資格認定は、毎年少なくとも各一回、文部科学大臣が行う。

(7) 養成カリキュラム委員会(新規)

社会教育主事、司書及び学芸員の大学における養成カリキュラム内容について、有識者による検討委員会を設置し、各大学の養成体制や科目の内容について確認を行い、各大学で実施する養成カリキュラムの充実を図る。
・社会教育主事養成カリキュラム実施大学(203大学)
・司書養成カリキュラム実施大学(238大学)
・学芸員カリキュラム実施大学(345大学)

事業内容

研修事業

(2) 社会教育主事等専門研修(社会教育法第9条の6)

社会教育主事を対象とした資質向上研修を実施。
社会教育法第9条の6 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

(3) 博物館学芸員等専門研修(博物館法第7条)

博物館職員専門研修
学芸員を対象とした資質向上研修を実施。
学芸員等在外派遣研修
学芸員等を海外の博物館に派遣し、先進事例の調査を実施。
博物館法第7条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(4) 図書館司書等専門研修(図書館法第7条)

図書館司書専門研修
新任図書館長研修(1箇所)
図書館地区別研修(12箇所)
図書館法第7条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(5) 公民館施設職員等専門研修(第28条の2)

公民館等施設職員初任者研修
公民館等施設職員専門研修
教育メディア指導者養成研修
社会教育法第28条の2 第9条の6の準用。

(6) 研修プログラムの検証・評価

国が実施する社会教育主事、司書、学芸員を対象とした研修受講者の追跡調査を実施し、その成果を元に研修プログラムの改善を図る。

検証・評価

改善・反映

事業成果

地域社会

優れた社会教育指導者による指導助言

地域住民の社会教育力の水準向上
自らの課題を解決する地域社会の形成



文部科学省が実施する研修事業の受講者数

(1) 指導者の養成

事 項	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
社会教育主事講習	1,201	1,048	1,043	931	804	754	871
社会教育主事講習[A]	93	74	81	78	70	58	63
社会教育主事講習[B]	196	190	185	164	161	185	239
社会教育主事講習(大学)	912	784	777	689	573	511	569
学芸員資格認定試験	318	315	307	332	262	302	261
試験認定	144	125	112	114	105	113	125
試験認定(全科目免除)	76	109	100	109	94	79	46
無試験認定	98	81	95	109	63	110	90

(2) 社会教育主事等専門研修

事 項	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
社会教育主事専門講座	40	44	49	41	39	39	44

(3) 博物館学芸員等専門研修

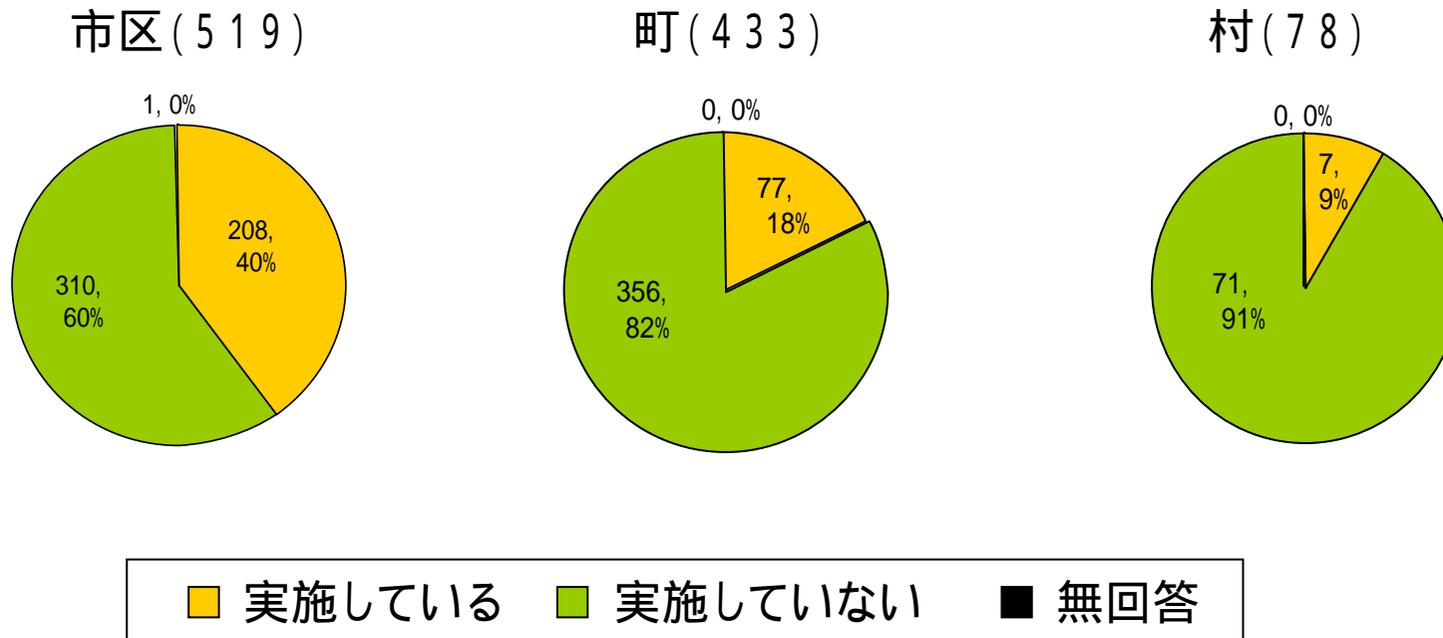
事 項	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
博物館職員講習(～H20まで実施)	20	25	21	26	26		
博物館学芸員専門講座						47	31
博物館長研修						51	56
学芸員等在外派遣研修	6	7	6	6	4	6	5

(4) 図書館司書等専門研修

事 項	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
図書館司書専門研修	66	66	54	55	64	62	56
新任図書館長研修	225	210	217	216	212	214	208
図書館地区別研修	703	790	645	735	725	698	791

公民館職員の研修の実施状況

職員の資質向上を目的に公民館設置者として研修を実施した市区町村の数・割合（平成21年度）

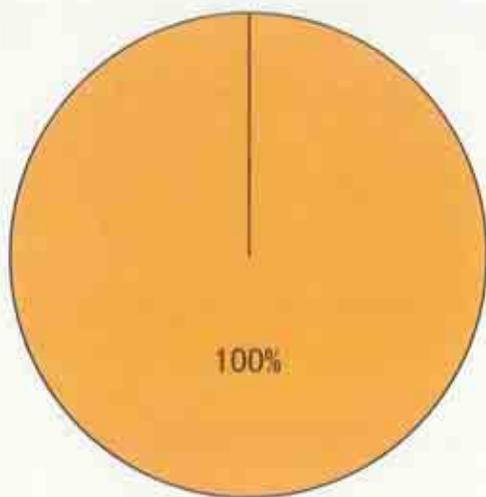


	市区 (519)	町 (433)	村 (78)
実施している	208	77	7
実施していない	310	356	71
無回答	1	0	0

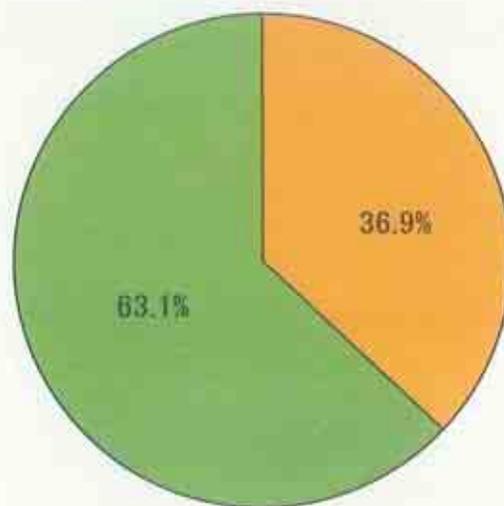
図書館職員の研修の実施状況

図書館職員の研修は、市区では約6割、町村では約9割で行われていない。

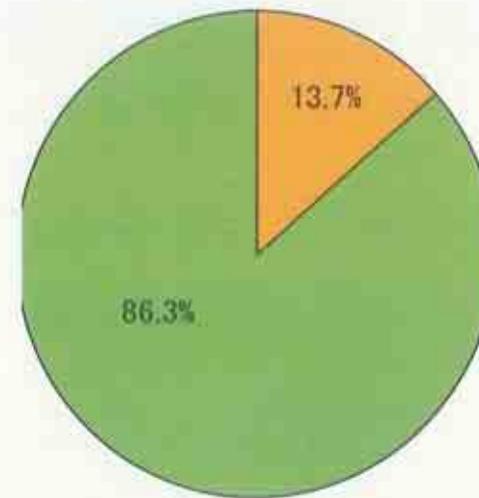
都道府県(47)



市区(772)



町村(525)



■ 実施している ■ 実施していない

出典: 公立図書館における図書館職員の研修に関する実態調査報告書

平成19年3月 (全国公共図書館協議会)

博物館職員の研修の実施状況

学芸員職員の設置者別研修状況

	自館の研修 (%)						他の研修への派遣・参加 (%)				
	N =	定期的 に実施	不定期 に実施	実施し ていな い	配置さ れてい ない	無回答	させて いる	させて いない	配置さ れてい ない	無回答	
全体	2,257館	2.2%	10.1%	60.8%	18.7%	8.1%	51.9%	16.8%	22.6%	8.7%	
設置者	国立	55	5.5	12.7	54.5	18.2	9.1	49.1	14.5	27.3	9.1
	都道府県立	328	7.0	14.0	60.7	14.6	3.7	69.5	10.4	16.2	4.0
	市立	983	1.5	9.1	62.2	19.6	7.6	54.3	14.9	23.0	7.8
	町村立	352	0.0	2.3	57.4	29.5	10.8	37.8	14.2	36.1	11.9
	公益法人	384	1.0	14.6	68.5	9.1	6.8	49.7	28.1	13.8	8.3
	会社個人等	155	2.6	14.8	43.9	21.3	17.4	36.8	21.3	23.9	18.1

(出典)文部科学省委託

「日本の博物館総合調査研究報告書」(平成21年3月)

4 . 社会教育施設の在り方

社会教育施設の所管に関する法律上の位置付け

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育機関の設置)

第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

(教育機関の所管)

第32条 学校その他の教育機関のうち、大学は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。(以下略)

平成21年5月 構造改革特別区域法改正

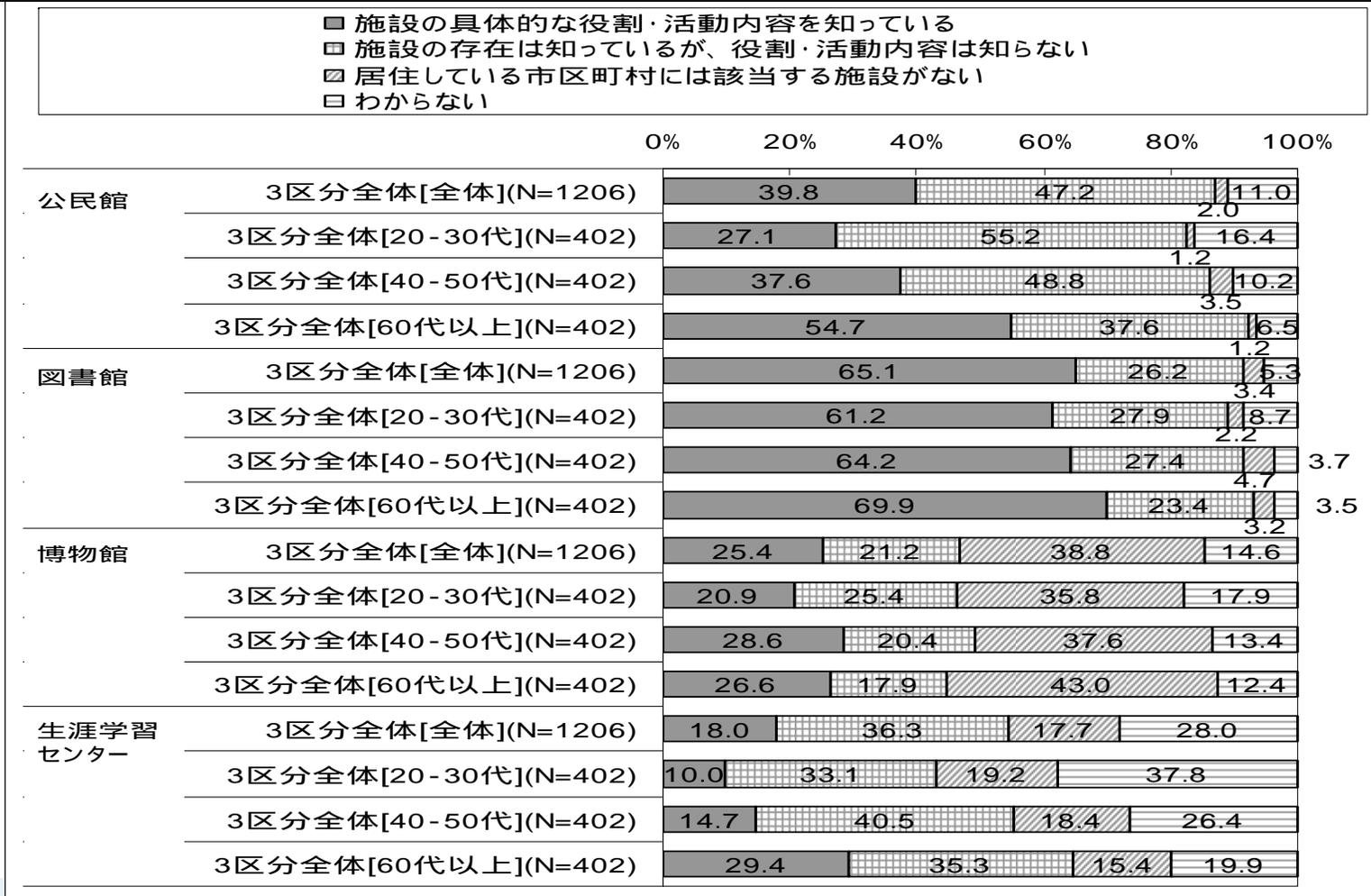
構造改革特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合は、社会教育機関の施設の管理及び整備に関する事務について、地方公共団体の長が実施できる。

現在は、岩手県遠野市のみが本特区認定を受けている。



社会教育施設の認知度(年代別)

社会教育施設について、どの程度知っているか質問したところ、「施設の具体的な役割・活動内容を知っている」との回答は、公民館が39.8%、図書館が65.1%、博物館が25.4%、生涯学習センターが18.0%であった。また、年代別に比較したところ、いずれの施設においても60代以上の認知度が一番高くなっている。



(出典) 文部科学省委託「社会教育施設の利用者アンケート等による効果的社会教育施設形成に関する調査研究(平成23年3月)

社会教育の指定管理者別設置数

区 分	計	(施設)								
		公民館 (類似施設含む)	図書館 (同種施設含む)	博物館	博 物 館 類似施設	青 少 年 教育施設	女性教育 施 設	社会体育施設	文化会館	生涯学習 センター
公立の施設数 (社会体育施設は団体数)	55,088 (56,111)	16,561 (18,173)	3,140 (2,955)	704 (667)	3,467 (3,356)	1,101 (1,320)	281 (91)	27,709 (27,800)	1,741 (1,749)	384 (...)
うち指定管理者導入施設数	12,897 (8,005)	1,351 (672)	203 (54)	134 (93)	965 (559)	369 (221)	78 (14)	8,855 (5,766)	874 (626)	68 (...)
公立の施設数に占める割合	23.4% (14.3%)	8.2% (3.7%)	6.5% (1.8%)	19.0% (13.9%)	27.8% (16.7%)	33.5% (16.7%)	27.8% (15.4%)	32.0% (20.7%)	50.2% (35.8%)	17.7% (...)
地方公共団体 民法第34条の法人 会社 NPO その他	122 (391)	- (2)	- (2)	- (-)	24 (53)	7 (16)	- (-)	86 (309)	5 (9)	- (...)
	5,972 (5,207)	263 (243)	51 (36)	110 (86)	526 (382)	169 (156)	34 (7)	4,200 (3,749)	581 (548)	38 (...)
	2,772 (532)	62 (15)	107 (8)	18 (3)	177 (46)	72 (14)	4 (2)	2,142 (421)	175 (23)	15 (...)
	801 (165)	24 (4)	29 (7)	3 (1)	48 (9)	38 (14)	17 (1)	602 (117)	37 (12)	3 (...)
	3,230 (1,710)	1,002 (408)	16 (1)	3 (3)	190 (69)	83 (21)	23 (4)	1,825 (1,170)	76 (34)	12 (...)

(注) 1. 「指定管理者」とは、地方自治法第244条の2第3項に基づき管理者として指定されている者をいう。
 2. ()内は平成17年度調査の数値である。

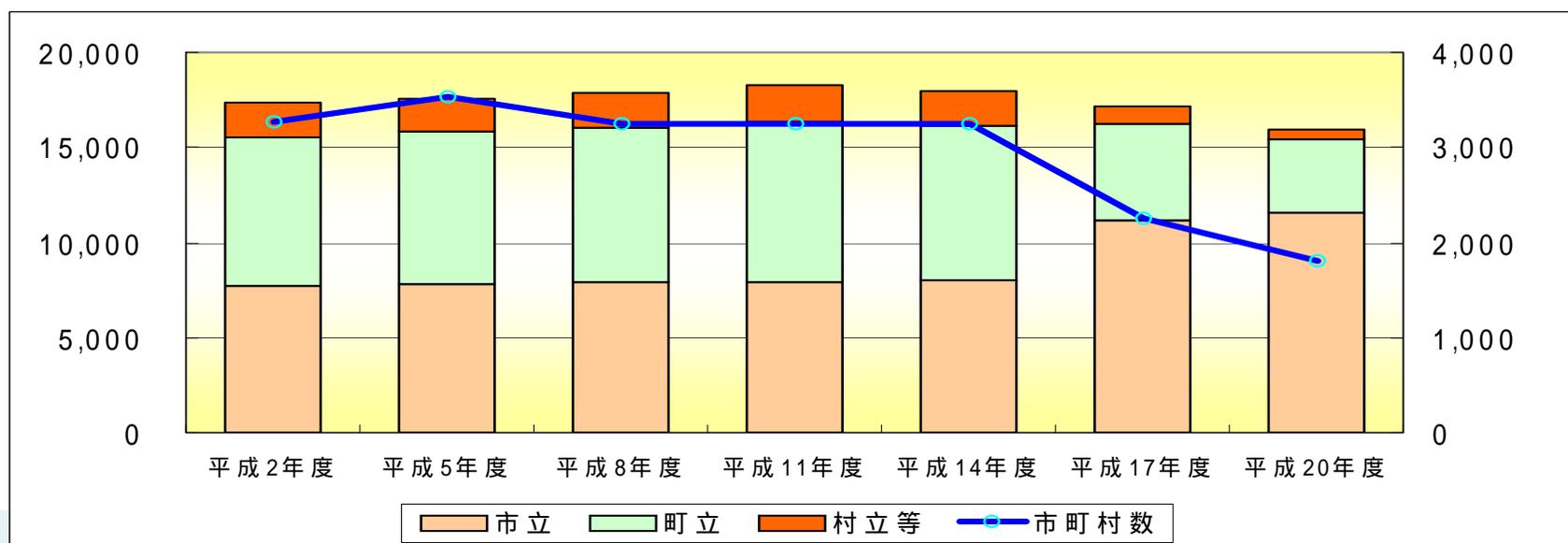
(出展) 社会教育調査

公民館数の推移

公民館数は年々減少し、平成20年度には、約16,000館となっている。公民館を設置している市町村は1,595市町村で全体の88%となっている。

公民館数の推移

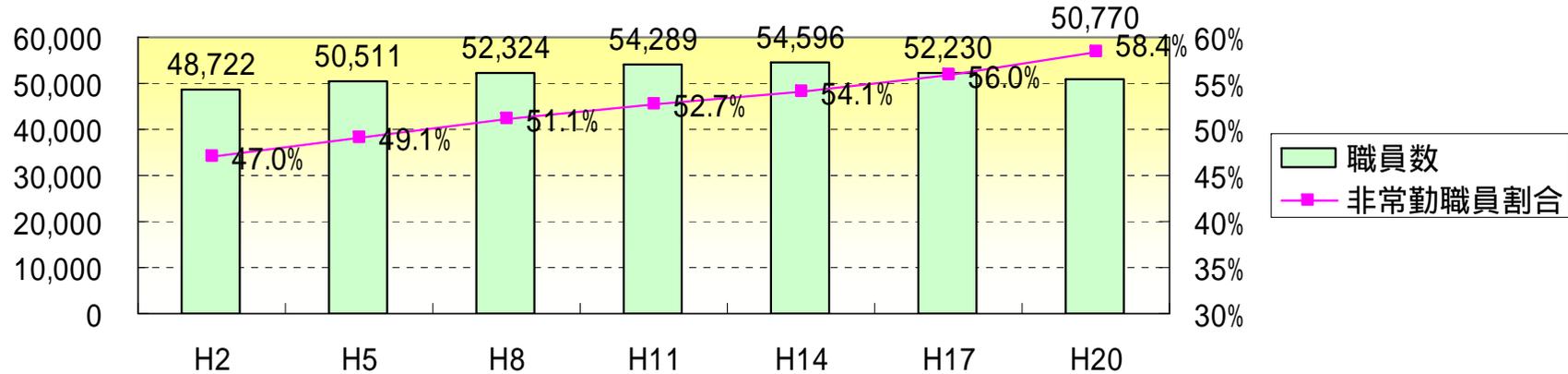
区分	平成2年度	平成5年度	平成8年度	平成11年度	平成14年度	平成17年度	平成20年度
市立	7,749	7,818	7,964	7,944	7,977	11,167	11,578
町立	7,823	7,979	8,049	8,383	8,144	5,046	3,807
村立等	1,775	1,765	1,806	1,930	1,826	930	558
合計	17,347	17,562	17,819	18,257	17,947	17,143	15,943
市町村数	3,268	3,258	3,255	3,252	3,241	2,248	1,810
うち公民館設置市町村数	2,966	2,966	2,967	2,983	2,950	2,004	1,595
設置率	90.8%	91.0%	91.2%	91.7%	91.0%	89.1%	88.1%



(出典) 社会教育調査

公民館職員数の推移

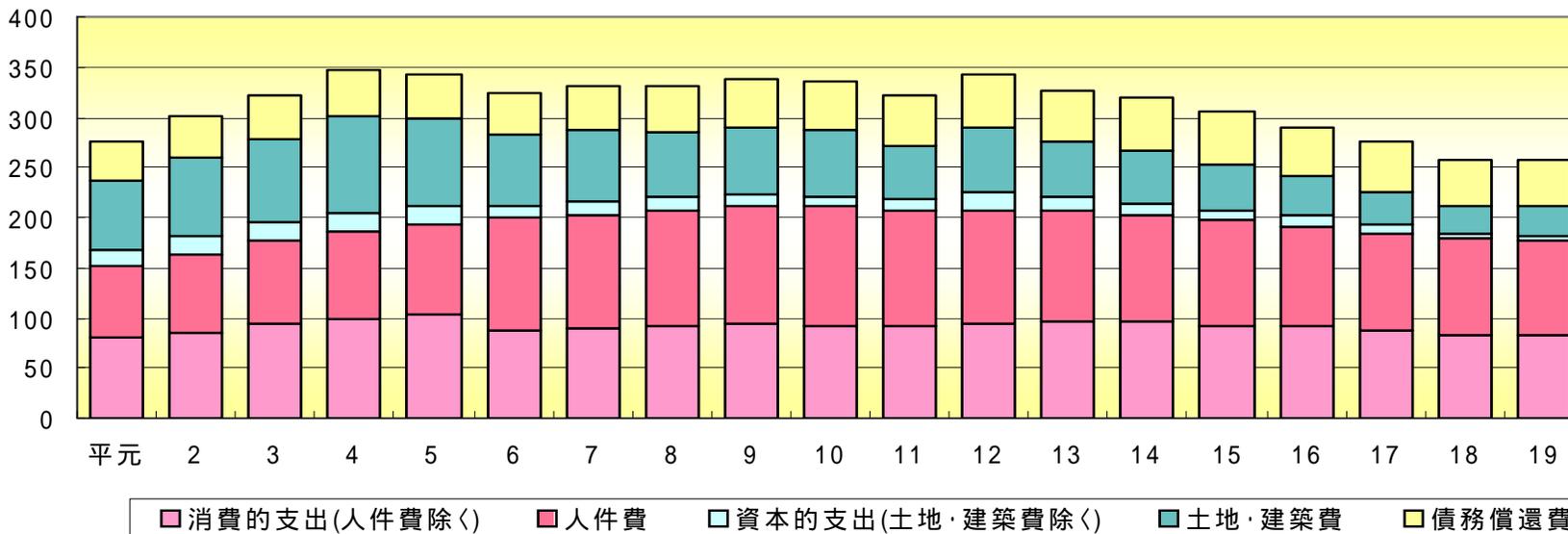
職員数及び専任職員の割合ともに、年々減少し、平成20年度には職員数約5万1千人、そのうち非常勤職員の割合は58.4%と年々増加している。また、1館当たりの平均職員数は約3.2人となっている。



区分	H 2	H 5	H 8	H 11	H 14	H 17	H 20
館長（専任）	1,965	2,089	2,148	2,263	2,250	2,223	2,097
館長（兼任）	3,797	3,606	3,570	3,801	3,737	3,553	3,544
館長（非常勤）	10,797	10,995	11,230	11,619	11,601	10,710	9,730
小計	16,559	16,690	16,948	17,683	17,588	16,486	15,371
公民館主事（専任）	7,248	7,609	7,489	6,954	6,546	5,760	5,190
公民館主事（兼任）	4,742	4,698	4,460	4,351	4,259	3,586	3,080
公民館主事（非常勤）	6,010	6,495	7,081	7,179	7,294	7,781	6,820
小計	18,000	18,802	19,030	18,484	18,099	17,127	15,090
その他職員（専任）	4,426	4,211	4,114	4,228	4,119	3,999	3,422
その他職員（兼任）	3,669	3,515	3,780	4,067	4,152	3,875	3,782
その他職員（非常勤）	6,068	7,293	8,452	9,827	10,638	10,743	13,105
小計	14,163	15,019	16,346	18,122	18,909	18,617	20,309
合計	48,722	50,511	52,324	54,289	54,596	52,230	50,770
うち専任職員数	13,639	13,909	13,751	13,445	12,915	11,982	10,709
うち兼任職員数	12,208	11,819	11,810	12,219	12,148	11,014	10,406
うち非常勤職員数	22,875	24,783	26,763	28,625	29,533	29,234	29,655
うち専任職員割合	28.0%	27.5%	26.3%	24.8%	23.7%	22.9%	21.1%
うち兼任職員割合	25.1%	23.4%	22.6%	22.5%	22.3%	21.1%	20.5%
うち非常勤職員割合	47.0%	49.1%	51.1%	52.7%	54.1%	56.0%	58.4%

地方公共団体における公民館費の推移

単位：十億円



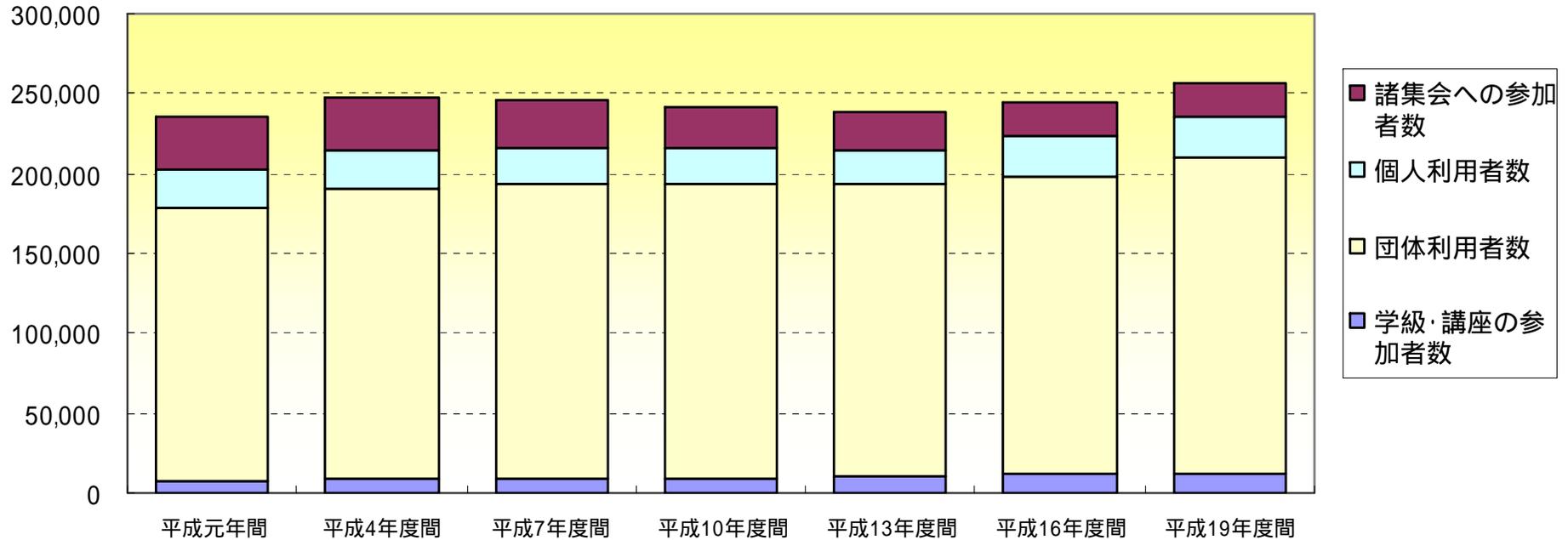
区 分	教育費総額	消費的支出	うち人件費	資本的支出	うち土地・建築費	債務償還費
平成元年度	276,207	151,516	70,731	84,633	69,366	40,058
平成2年度	301,278	163,168	77,052	97,544	79,521	40,566
平成3年度	322,179	176,020	81,235	102,959	84,652	43,201
平成4年度	347,847	186,009	86,799	116,082	98,343	45,756
平成5年度	343,178	193,235	89,965	106,572	87,171	43,372
平成6年度	325,253	198,998	110,735	83,552	70,794	42,703
平成7年度	330,692	202,861	113,046	84,668	71,150	43,162
平成8年度	329,954	206,076	114,721	79,101	65,185	44,777
平成9年度	338,682	210,783	117,547	78,974	67,780	48,925
平成10年度	335,507	210,572	117,664	77,374	66,380	47,561
平成11年度	320,853	207,637	116,062	62,931	51,978	50,285
平成12年度	342,997	207,632	114,068	82,989	64,603	52,376
平成13年度	327,361	206,737	110,378	68,391	55,083	52,232
平成14年度	318,626	202,990	107,191	63,320	52,340	52,316
平成15年度	304,918	197,043	104,158	56,451	45,778	51,425
平成16年度	289,271	191,826	99,365	48,446	37,226	48,999
平成17年度	276,122	184,833	96,952	41,368	33,767	49,921
平成18年度	258,380	178,607	94,934	33,117	27,087	46,656
平成19年度	256,541	176,740	94,764	35,249	29,378	44,552

単位：百万円

(出典) 文部科学省「地方教育費調査」

公民館の利用状況

平成19年度間における公民館の利用者総数は、約2億5千万人となっており、国民1人当たり年間約2回公民館を利用している。



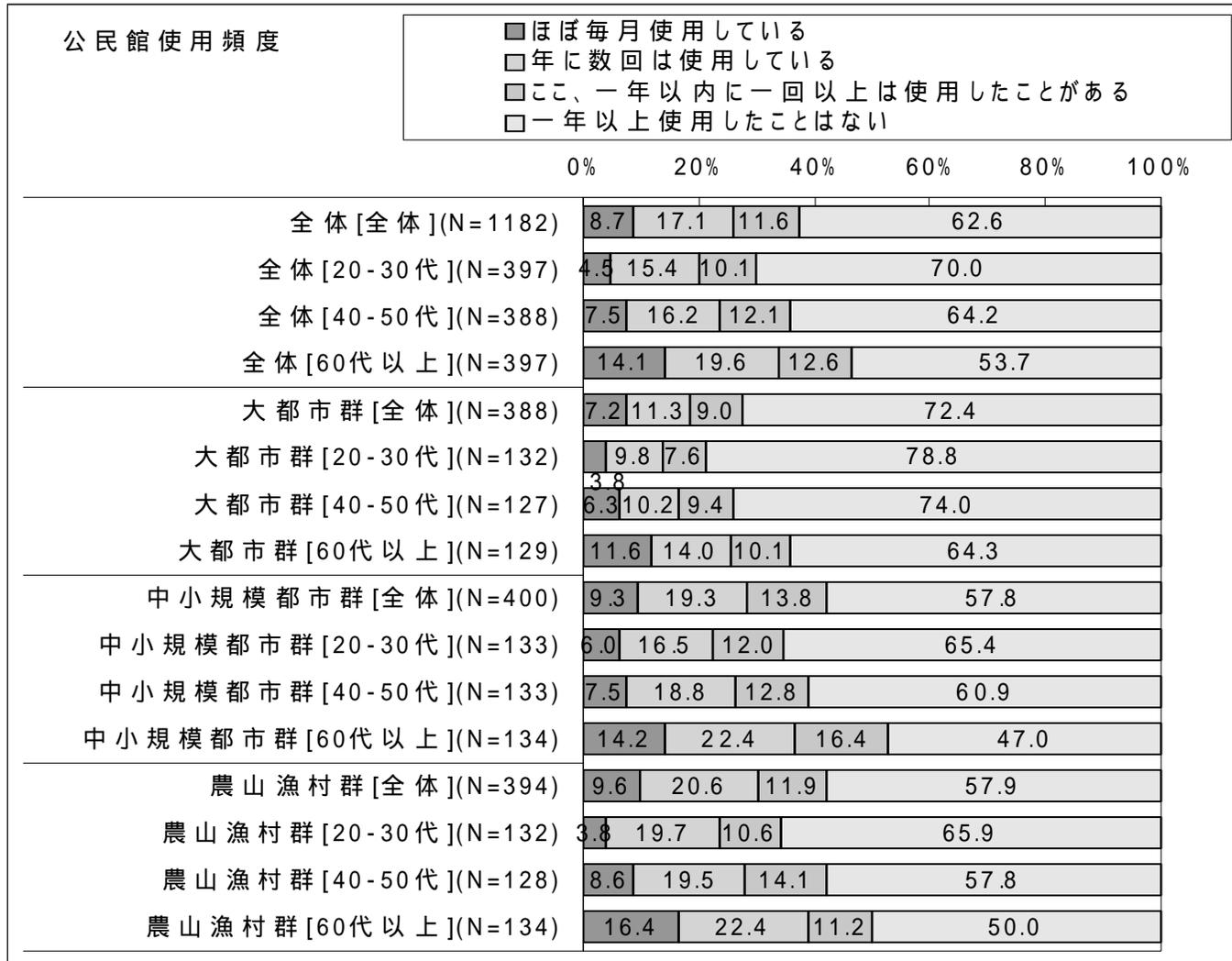
公民館利用者の推移

区分	平成元年間	平成4年度間	平成7年度間	平成10年度間	平成13年度間	平成16年度間	平成19年度間
学級・講座の参加者数	7,632,046	8,732,654	8,682,583	9,617,393	10,634,061	12,449,303	12,586,950
団体利用者数	170,942,354	182,477,153	184,423,494	183,715,766	182,960,077	185,450,559	196,923,953
個人利用者数	23,387,121	23,901,707	23,021,462	22,401,104	20,400,781	25,750,937	25,511,418
諸集会への参加者数	32,936,060	32,128,900	29,992,500	25,495,322	24,294,564	20,698,418	21,556,035
合計	234,897,581	247,240,414	246,120,039	241,229,585	238,289,483	244,349,217	256,578,356

(出典) 社会教育調査

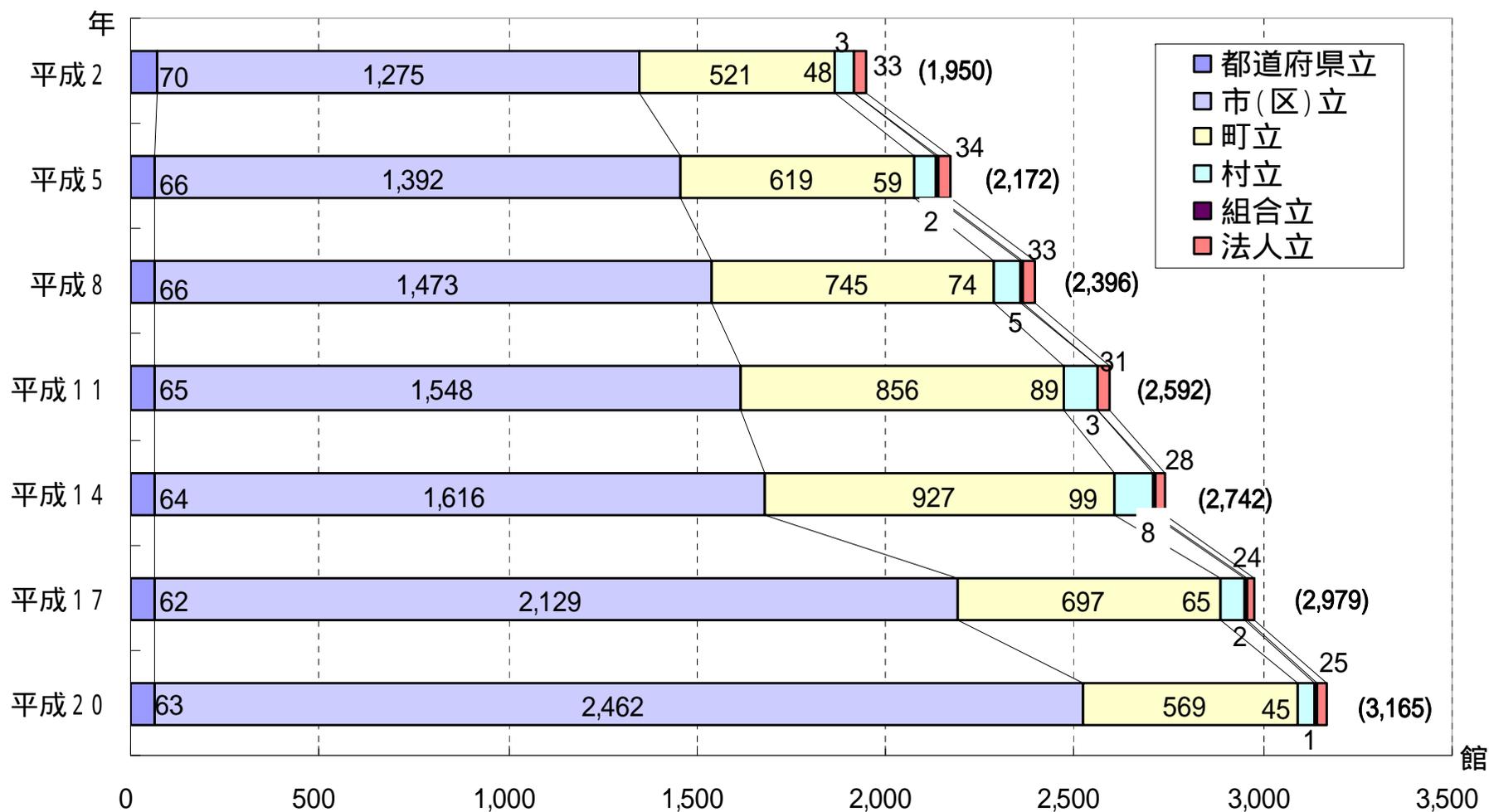
公民館の使用頻度

都市の規模に関わらず若年層ほど使用頻度が低い。都市の規模別では中小規模都市と農山漁村に比べ大都市が非常に低い。また、およそ半数以上の住民は1年以上利用していない。



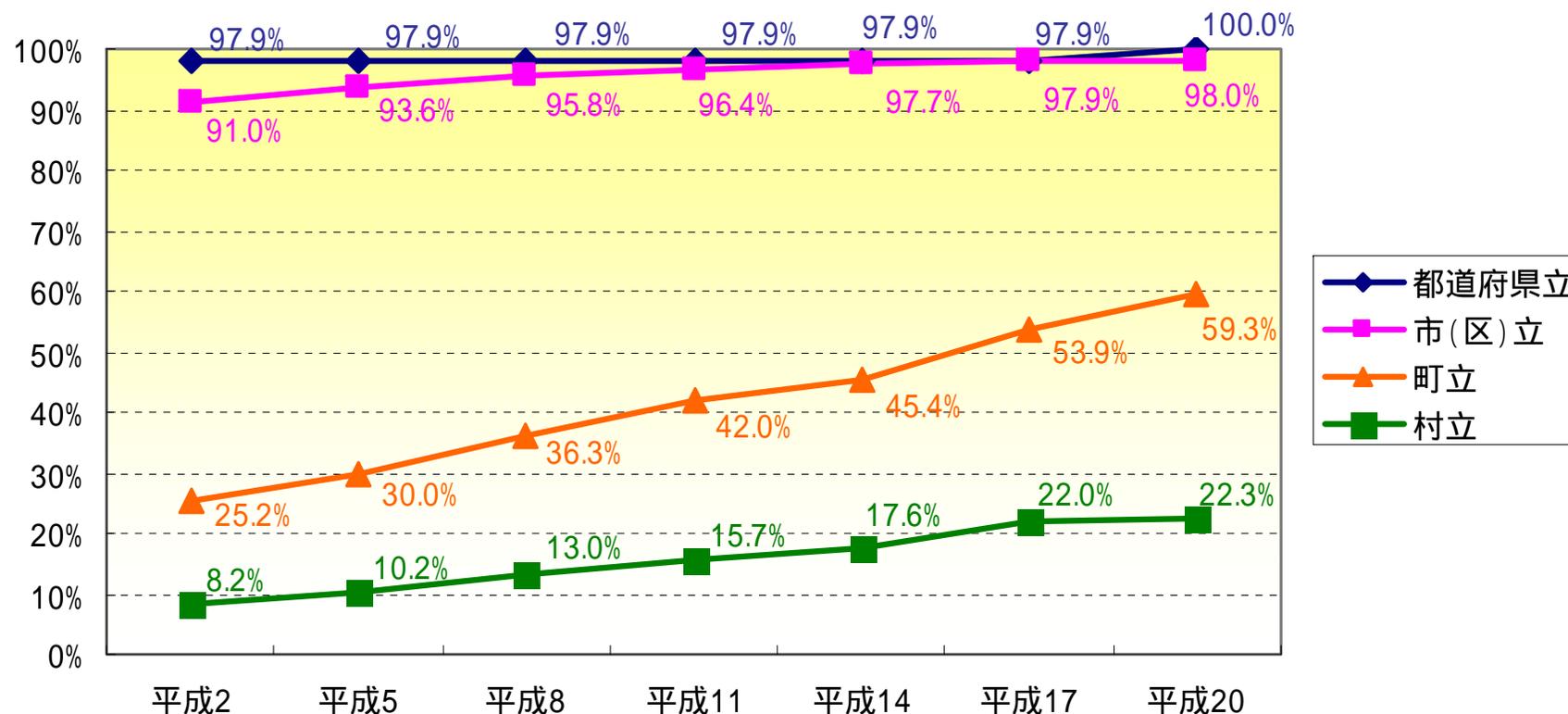
(出典)文部科学省委託「社会教育施設の利用者アンケート等による効果的社会教育施設形成に関する調査研究」(平成23年3月)

図書館数の推移



20年度調査から、都道府県・市町村首長部局所管の「図書館同種施設」を含む

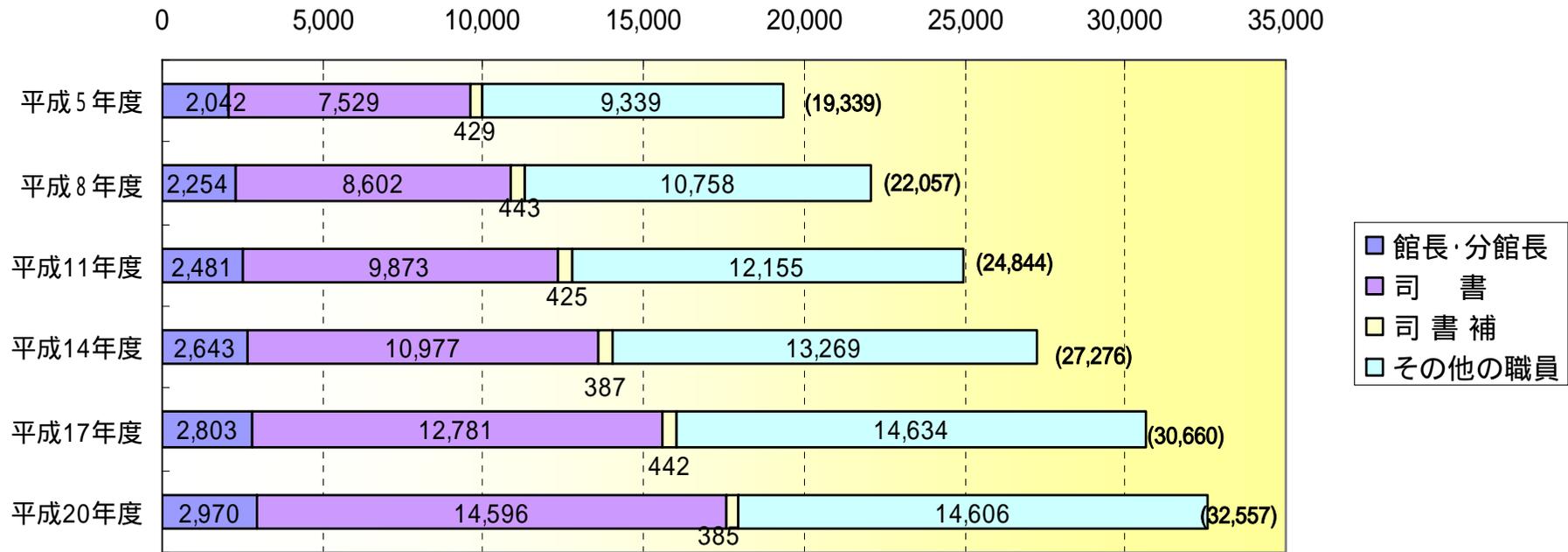
公立図書館の設置率の推移



区分	平成2	平成5	平成8	平成11	平成14	平成17	平成20
都道府県立	97.9%	97.9%	97.9%	97.9%	97.9%	97.9%	100.0%
市(区)立	91.0%	93.6%	95.8%	96.4%	97.7%	97.9%	98.0%
町立	25.2%	30.0%	36.3%	42.0%	45.4%	53.9%	59.3%
村立	8.2%	10.2%	13.0%	15.7%	17.6%	22.0%	22.3%

(出典) 社会教育調査

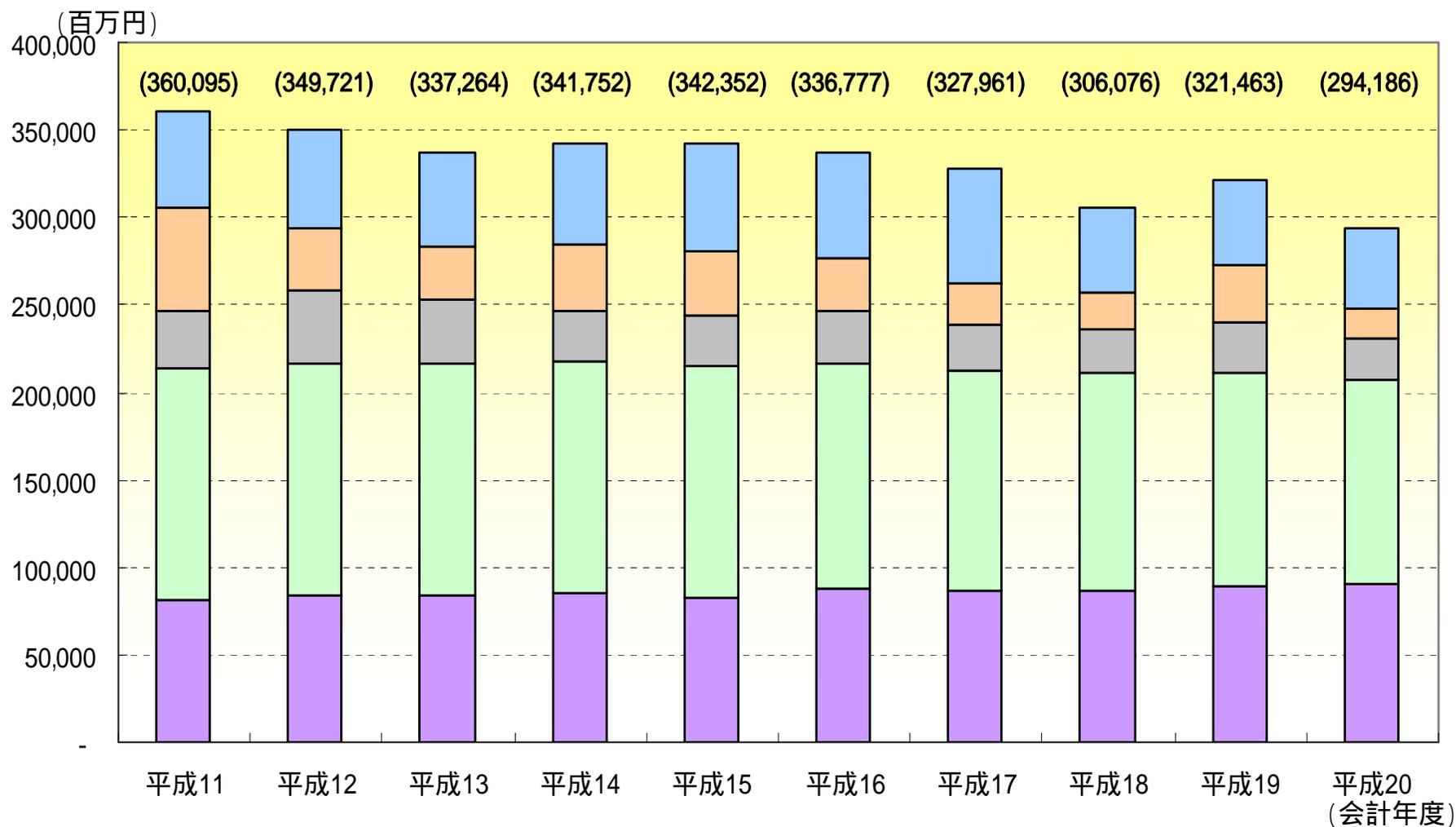
図書館職員数の推移



区 分	平成5年度	平成8年度	平成11年度	平成14年度	平成17年度	平成20年度
館長・分館長	2,042	2,254	2,481	2,643	2,803	2,970
司書	7,529	8,602	9,873	10,977	12,781	14,596
司書補	429	443	425	387	442	385
その他の職員	9,339	10,758	12,155	13,269	14,634	14,606
合計	19,339	22,057	24,934	27,276	30,660	32,557

(出典) 社会教育調査

地方公共団体における図書館費の推移



■ 消費的支出(人件費除く)
 ■ 人件費
 ■ 資本的支出(土地・建物費を除く)
 ■ うち土地・建物費
 ■ 債務償還費

(出典) 地方教育費調査

博物館制度の概要

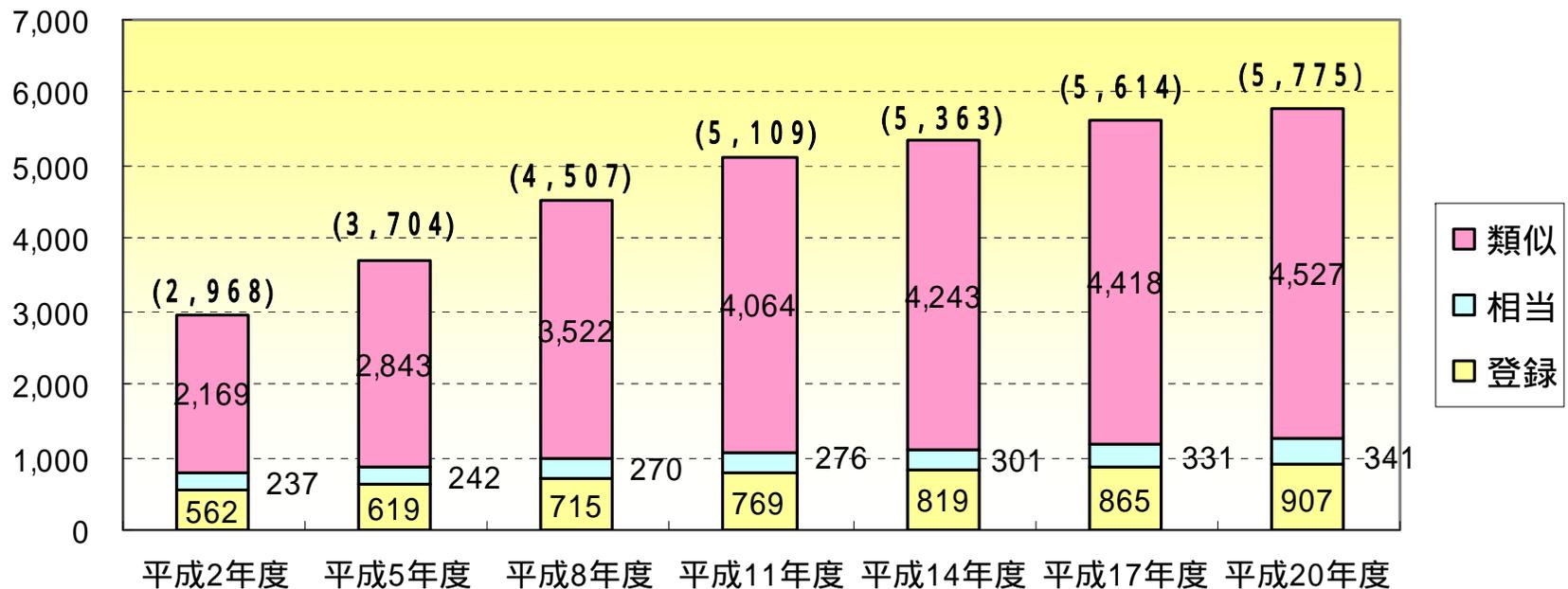
- 博物館には、博物館法上の位置付けを持つ「登録博物館」、「博物館相当施設」に加え、博物館法上の位置付けを持たない「博物館類似施設」がある。
- 博物館法上の「登録博物館」となることができる博物館設置主体は限定されている。

	博物館法上の根拠	登録要件 (設置主体)	登録要件 (その他)	登録・ 指定主体	館数
登録 博物館	法12条	教育委員会 一般社団・財団法人 宗教法人 など	館長・学芸員の必置 年間150日以上の開館 など	都道府県教委	907
博物館 相当施設	法29条	制限なし	学芸員相当職員の必置 年間100日以上の開館 など	都道府県教委 1	341
博物館 類似施設	なし	制限なし	制限なし 2	-	4527

(出典) 社会教育調査

博物館数の推移

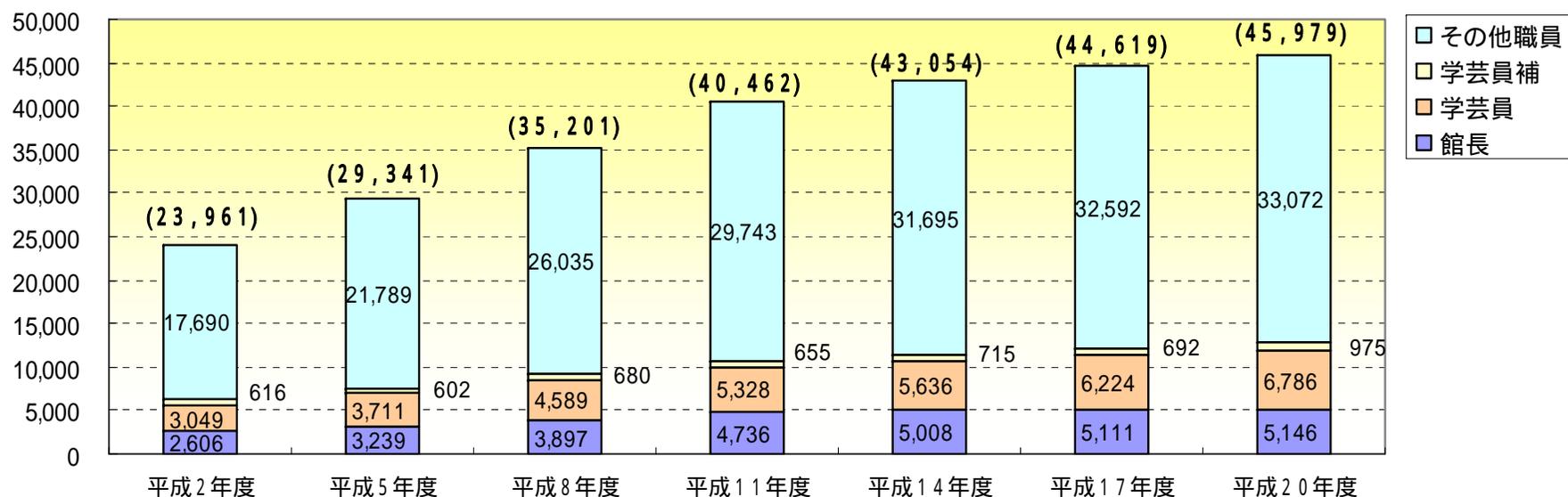
区分	平成2年度	平成5年度	平成8年度	平成11年度	平成14年度	平成17年度	平成20年度
登録	562	619	715	769	819	865	907
相当	237	242	270	276	301	331	341
類似	2,169	2,843	3,522	4,064	4,243	4,418	4,527
合計	2,968	3,704	4,507	5,109	5,363	5,614	5,775



(出典) 社会教育調査

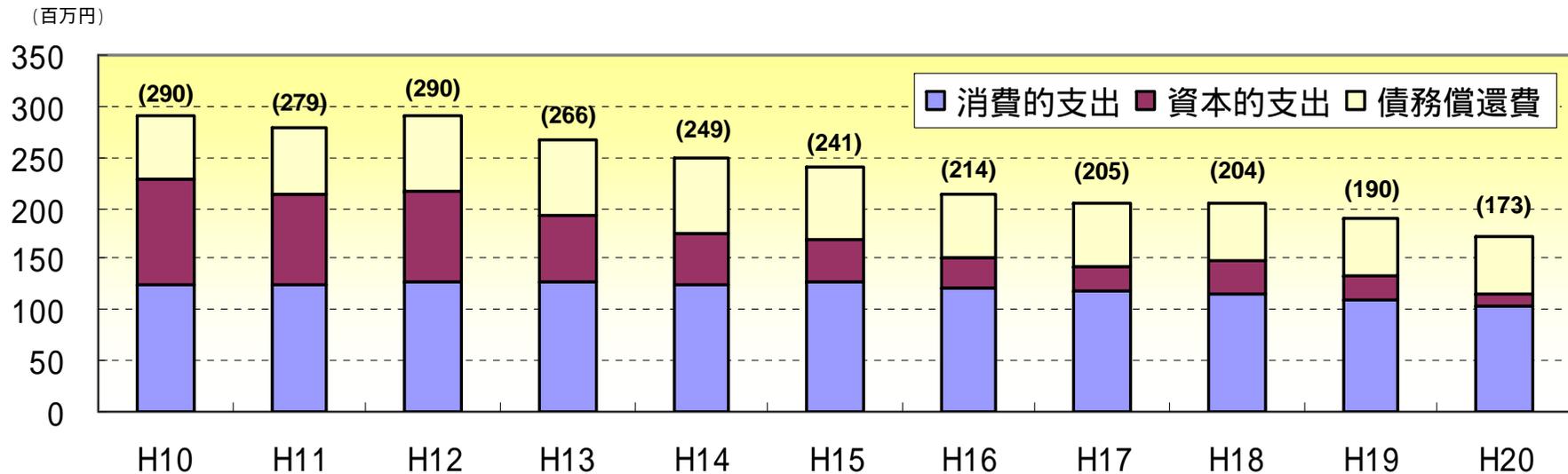
博物館職員数の推移

区分	平成2	5	8	11	14	17	20	
館長	2,606	3,239	3,897	4,736	5,008	5,111	5,146	23.82%
(うち、類似施設の長)	(1,833)	(2,407)	(2,946)	(3,704)	(3,896)	(3,929)	(3,920)	76.18%
学芸員	3,049	3,711	4,589	5,328	5,636	6,224	6,786	58.80%
(うち、類似施設学芸員)	(983)	(1,373)	(1,778)	(2,234)	(2,243)	(2,397)	(2,796)	41.20%
学芸員補	616	602	680	655	715	692	975	64.00%
(うち、類似施設学芸員補)	(133)	(142)	(188)	(208)	(261)	(223)	(351)	36.00%
その他職員	17,690	21,789	26,035	29,743	31,695	32,592	33,072	36.59%
(うち、類似施設その他職員)	(9,583)	(12,453)	(16,089)	(19,105)	(20,132)	(20,716)	(20,970)	63.41%
合計	23,961	29,341	35,201	40,462	43,054	44,619	45,979	39.01%
(うち、類似施設職員合計)	(12,532)	(16,375)	(21,001)	(25,251)	(26,532)	(27,265)	(28,041)	60.99%



(出典) 社会教育調査

地方公共団体における博物館費の推移



会計年度	消費的支出	資本的支出	債務償還費	合計
H10	123,285,517	103,648,282	62,975,572	289,909,371
H11	124,847,682	88,621,197	65,684,139	279,153,018
H12	126,461,314	91,105,953	72,887,619	290,454,886
H13	128,487,086	65,249,401	72,047,374	265,783,861
H14	124,826,191	49,295,999	74,980,153	249,102,343
H15	126,454,095	43,045,889	71,534,710	241,034,694
H16	120,797,721	29,803,809	63,003,976	213,605,506
H17	117,604,400	26,140,925	61,492,930	205,238,255
H18	114,597,347	32,848,708	56,631,543	204,077,598
H19	109,275,119	25,069,280	56,036,435	190,380,834
H20	103,905,734	13,037,670	55,798,545	172,741,949

博物館の登録の状況(館種別)

(施設)

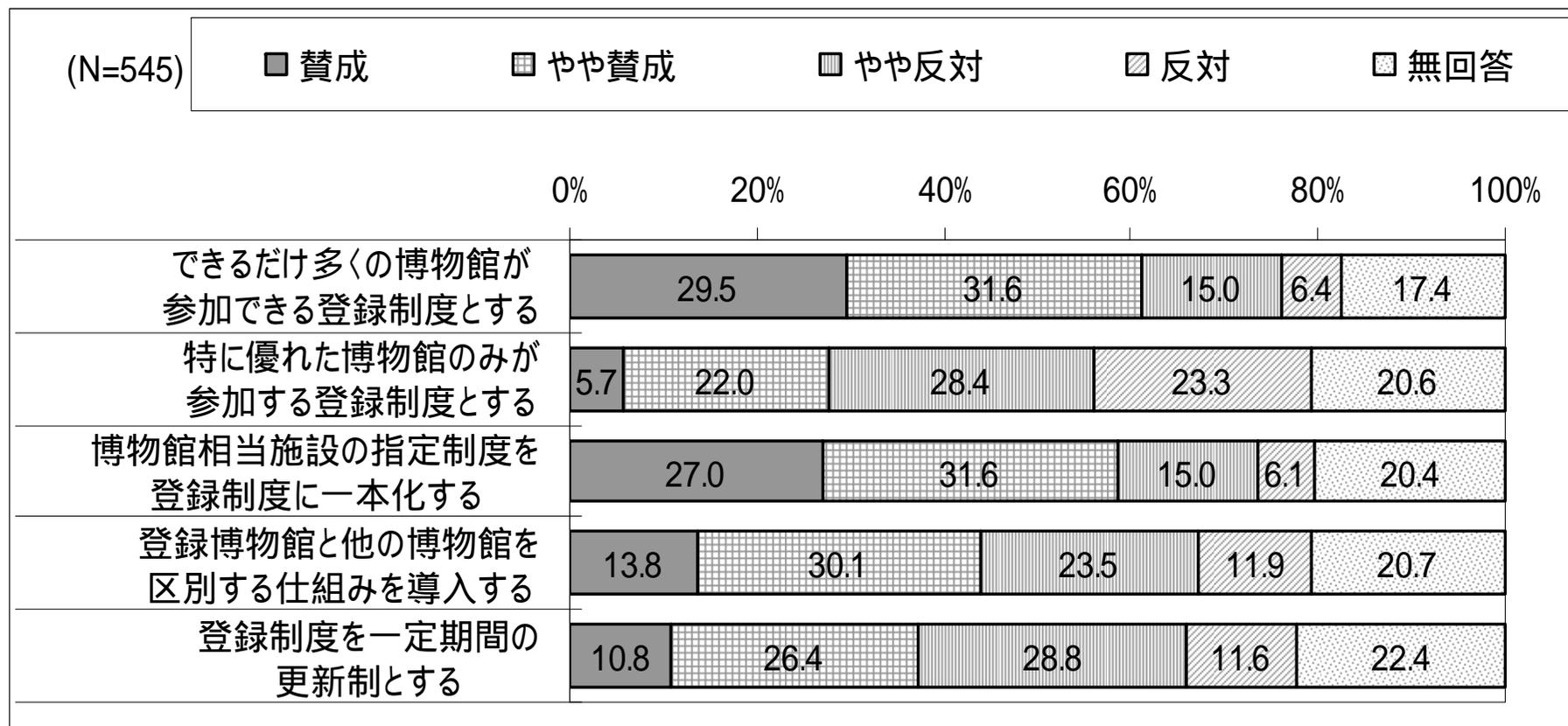
区 分	計	総合 博物館	科学 博物館	歴史 博物館	美術 博物館	野 外 博物館	動物園	植物園	動植物 園	水族館
平成8年度	985	118	100	332	325	11	33	18	9	39
平成11年度	1,045	126	105	355	353	13	28	16	10	39
平成14年度	1,120	141	102	383	383	11	31	17	10	42
平成17年度	1,196	156	108	405	423	13	32	12	9	38
平成20年度	1,248	149	105	436	449	18	29	11	10	41
(構成比)	(100.0%)	(11.9%)	(8.4%)	(34.9%)	(36.0%)	(1.4%)	(2.3%)	(0.9%)	(0.8%)	(3.3%)
増 減 数 (H17 H20)	52	7	3	31	26	5	3	1	1	3
伸び率(%)	4.3	4.5	2.8	7.7	6.1	38.5	9.4	8.3	11.1	7.9

(出典)社会教育調査

現行の博物館登録制度に対する賛否

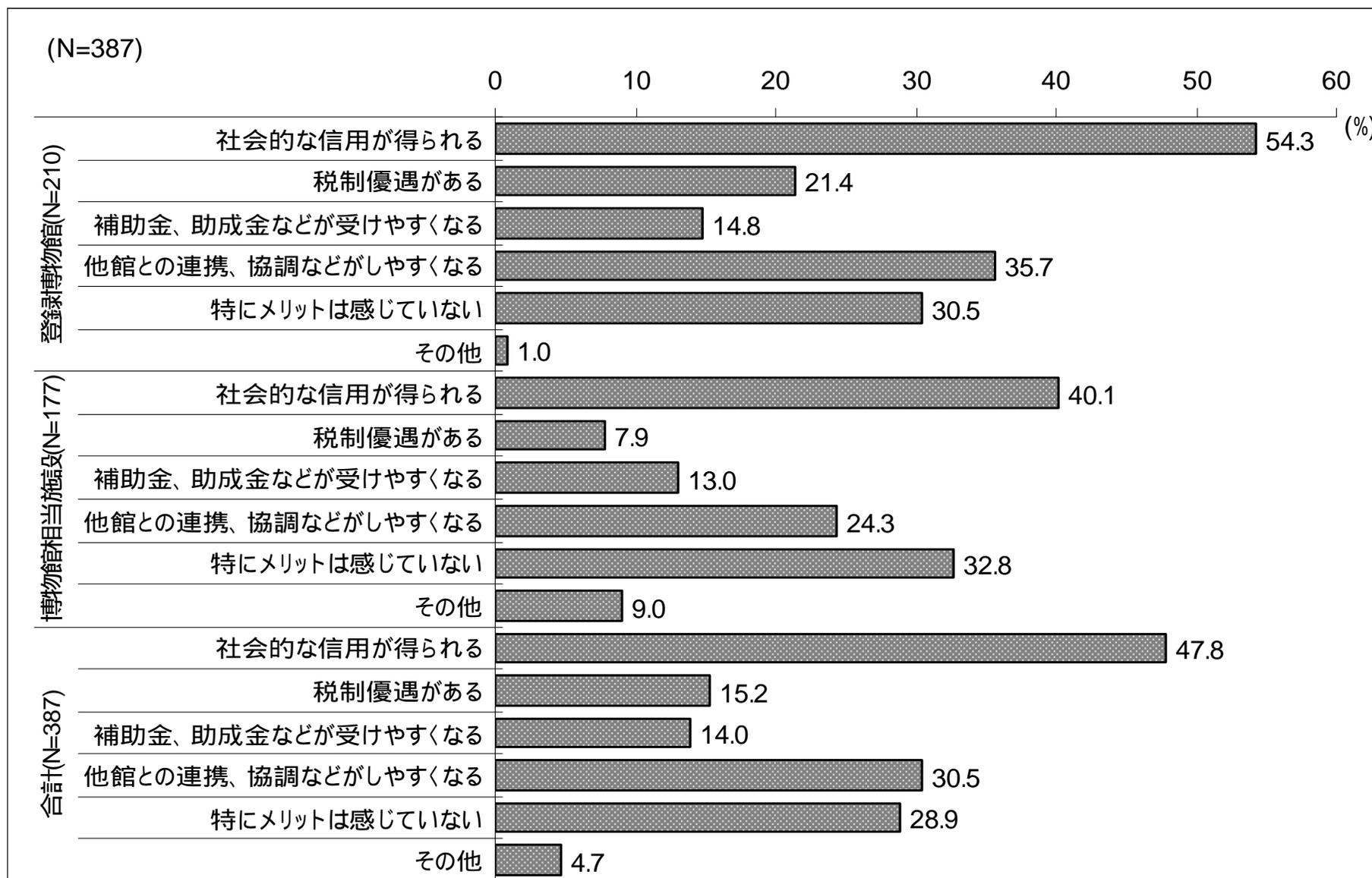
博物館登録制度については、「できるだけ多くの博物館が参加できる登録制度とする」「博物館相当施設の指定制度を登録制度に一本化する」への賛成が半数を超えた。この傾向は、回答館の登録状況による大きな違いはないが、登録博物館では「登録博物館を区別する仕組みの導入」、博物館相当施設では「指定制度を登録制度に一本化」へ賛成の意見が多い。

博物館登録制度についての意見



(出典)平成22年度「博物館登録制度等に関する調査研究」

登録博物館としてのメリット

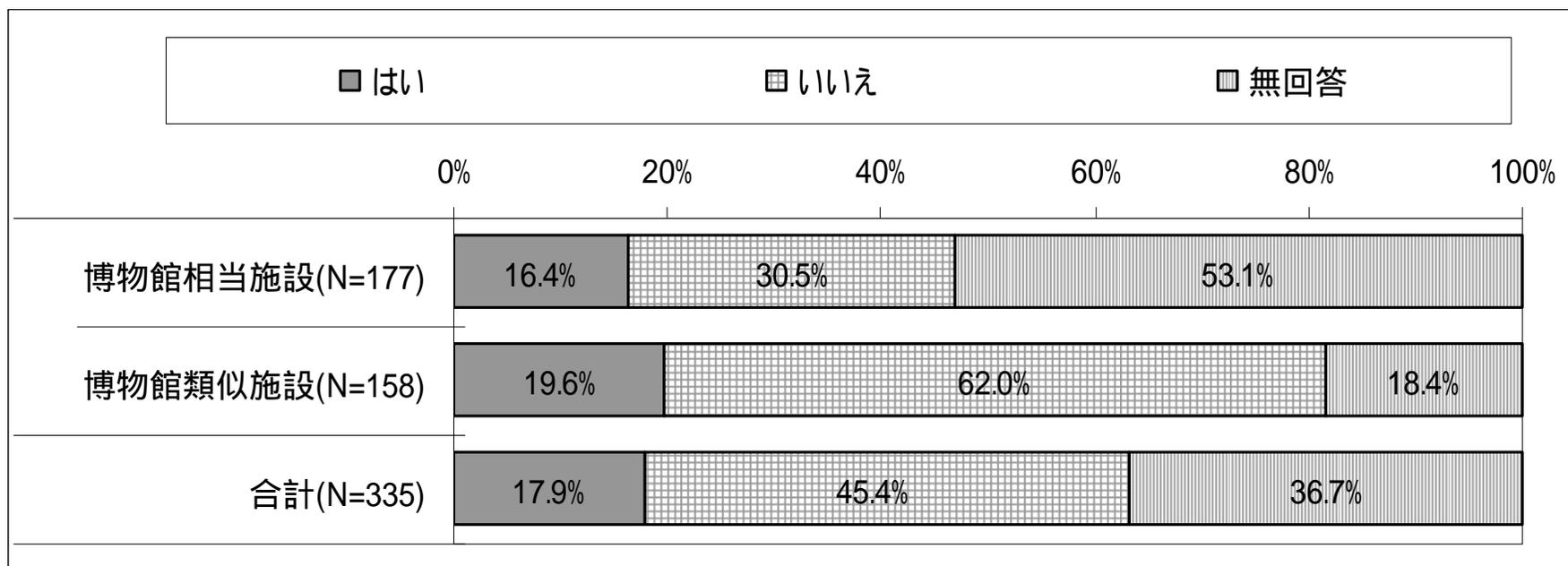


(出典)平成22年度「博物館登録制度等に関する調査研究」

登録博物館への移行希望の有無

登録博物館への移行希望については、特に博物館類似施設で希望しない割合が高くなっている。また、登録を受けていない理由については、「設置者要件を満たしていない」「メリットが感じられない」「必要な学芸員がいない」が挙げられている。特に、博物館類似施設においては複数の理由を挙げる館が多く、中でも「メリットが感じられない」とする割合が高い。

登録博物館への移行希望有無（登録状況別）



(出典) 平成22年度「博物館登録制度等に関する調査研究」

海外の登録・認定制度の概要

制度名	AAM認定基準(アメリカ)	「フランスの博物館」(フランス)	博物館基準認定制度(イギリス)
実施主体	全米博物館協会(AAM)	フランス博物館高等審議会	博物館・図書館・公文書館委員会(MLA)
目的	高レベルの活動を行う館を認定する	「公共の利益」の観点から、優れた博物館のコレクションの保護・充実を促進し、教育・研究活動を促進する	博物館の最低基準を定める
施行年	1970年	2002年、2004年に改正	1988年、1995年、2004年に改正
背景	政府の非営利団体の取り締まりの検討を踏まえ、博物館自ら基準を確立する必要が生じた	1945年に制定された博物館に関する行政令が現状にそぐわなくなったため、あたらし「フランス博物館法」を制定	1980年代における公共サービスへの要求水準の高まり、および公的補助金の付与対象となる博物館の選定の必要性から制定された
登録・認定博物館割合	17,500館中780館(5%)	全体5,000～10,000館中1,212館(12～24%)	全体2,500館中1795館(71%)
対象	規定なし	国、地方自治体、非営利の民間法人が設置する博物館	常設コレクションを持たない博物館は対象外(プラネタリウムなど)
主な審査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・事業プランニング・ガバナンス ・コレクションの管理 ・施設及びリスク管理 ・運営の委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・コレクションの内容(目録の提出) ・没収可能性の無いことの証明 ・贈与や公的支援による資料の公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガバナンスと博物館運営 ・利用者へのサービス ・来館者用設備 ・収蔵品管理体制
登録・認定の継続	再審査制度あり(5～10年に一度、再審査を実施)	フランス博物館高等審議会による認定の取り消しがある	2年に一度、もしくはMLAの要求に応じて、基準認定報告書の提出が必要
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・寄付金を受けやすくなる ・免税、郵便料金減免を受けやすくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財を購入し、「フランスの博物館」のコレクションに追加した場合、購入金額に応じて税の控除が受けられる ・コレクションの充実のために先買権を有する 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的な証明 ・名誉の印 ・資金調達が比較的容易になる ・サービスの質の向上 <p style="text-align: right;">他</p>